

# 金沢大学 角間中地区消防計画

平成 27 年度

## &lt; 目次 &gt;

## [消防計画]

・金沢大学角間キャンパス中地区消防訓練	1～15
・別表 1 管理権原者、角間中地区防災管理者一覧	16

## [災害想定]

・別表 2 災害想定表	17～20
・別紙 1 角間中地区防火対象物又は建築物その他の工作物一覧	21

## [防災対策委員会等]

・別表 3 角間中地区関連防災対策委員会等の構成一覧	22
----------------------------	----

## [防災担当責任者及び火元責任者]

・別表 4 角間中地区防災担当責任者 建物別一覧	23
・別表 5 角間中地区防災担当責任者及び火元責任者区域一覧	24～27

## [休日・夜間等の防災管理体制]

・別表 6-1 角間キャンパス休日・夜間等の防火管理体制	28
・別表 6-2 角間中地区休日・夜間等の緊急連絡網	29

## [自衛消防隊組織編制及び任務]

・別表 7 金沢大学自衛消防組織編制図	30
・別表 8-1 角間中地区隊自衛消防組織編制表	31
・別表 8-2 角間中地区隊の任務表、角間キャンパス本部隊の任務表（参考）	32～33

## [建物別避難経路図・消火器配置図]

・別紙 2 角間キャンパス 北地区・中地区・南地区区分図	34
・角間中地区建物別避難経路図・消火器配置図	35～

# 消 防 計 画

## 金沢大学角間キャンパス中地区消防計画

### (目的)

第1条 この計画は、消防法第8条第1項及び第36条に基づき金沢大学角間キャンパス中地区（以下「角間中地区」という。）の防火・防災管理についての必要事項を定め、火災の予防及び火災・大規模地震、その他災害による人命の安全、被害の軽減、二次的災害発生の防止を目的とする。

### (諸規程との関係)

第2条 前条の目的を達成するため防火・防災管理について必要な事項は、金沢大学防災規程の定めによるほか、この計画の定めるところによる。

### (適用範囲)

第3条 この計画に定めた事項については、次のものに適用する。

- (1) 角間中地区に入りする全ての者
- (2) 防火・防災管理業務の一部を受託している者
- (3) 角間中地区の建物及び敷地内すべての場所

### (管理権原の及ぶ範囲)

第4条 管理権原の及ぶ範囲は、角間中地区とする。（別紙1参照）

### (防火・防災管理業務の委託)

第5条 防火・防災管理業務の一部を受託して行う者（角間キャンパス中央監視室において防火・防災設備の運転・監視業務を行う者）、以下「中央監視室」という。）は、この計画の定めるところにより、管理権原者、防火・防災管理者、統括管理者（別表1「管理権原者、角間中地区防火・防災管理者、統括管理者一覧」）の指示、指揮命令の下に適正に業務を実施する。

- 2 中央監視室は、防火管理業務と防災管理業務を一体として行うものとする。
- 3 中央監視室は、受託した防火・防災管理業務について定期に防火・防災管理者に報告する。

### (災害想定)

第6条 防火・防災管理者は、大規模地震発生（震度6強程度）時における別表2「災害想定表」の災害を想定し、平素の検査・点検及び整備を行うとともに、学生及び教職員等に防火・防災についての意識を高めるため教育・訓練を行うものとする。

### (消防計画を見直すための組織)

第7条 防火・防災管理業務の確実な実践を図るため、防災対策委員会、防災対策連絡協議会及び防災対策連絡協議会（以下「防災対策委員会等」という）を設ける。

- 2 防災対策委員会等の構成は、別表3「角間中地区関連防災対策委員会等の構成一覧」のとおりとする。
- 3 防災対策委員会等は定期的に開催し、次の場合は、臨時に開催するものとする。
  - (1) 社会的反響の大きい災害が発生したとき。
  - (2) 防火・防災管理者からの報告、提案により必要と認めたとき。

## (3) 金沢大学防災規程の改訂等に係わる事項

## 4 防災対策委員会等の主な審議事項

防災対策委員会等は、防火・防災業務の効果的な推進を図り、訓練の結果等を踏まえ、次の事項について審議する。

(1) 防火・避難施設、消防用設備等の点検・維持管理に関すること。

(2) 自衛消防組織の運用体制・装備等に関すること。

(3) 自衛消防訓練に関すること。

(4) 学生及び教職員等の教育・訓練に関すること。

(5) 金沢大学防災規程に係わる事項

(6) その他防火・防災管理上必要な事項

## 5 防火・防災管理者は、防災対策委員会等の審議結果を踏まえ、本計画を見直すものとする。

## (管理権原者の責務)

第8条 管理権原者は、学長とし、防火・防災管理業務のすべてについて責任を持つものとする。

2 管理権原者は、管理的又は監督的な立場にあり、かつ、防火・防災業務を適正に遂行できる資格者を防火・防災管理者として選任しなければならない。

3 管理権原者は、防火・防災管理者が消防計画を作成又は変更する場合には、火災対応及び大規模地震対応等必要な指示を与えなければならない。

4 管理権原者は、自衛消防組織の設置及び自衛消防活動の全般について責任を負うものとする。

## (角間中地区防火・防災管理者の業務と権限等)

第9条 防火・防災管理者はこの計画の作成及び実行についてのすべての権限を持って、次の業務を行うものとする。

(1) 消防計画の作成及び変更

(2) 角間中地区自衛消防組織に係る事項

(3) 防火安全に係る自主検査・点検の実施と監督

(4) 消防用設備等の法定点検・整備及びその立会い

(5) 避難通路、避難口その他の避難施設の維持管理

(6) 学生及び教職員等に対する防災教育・訓練の実施

(7) 火気の使用、取扱いの指導、監督

(8) 収容物等の落下、移動の防止措置

(9) 改修工事など工事中の立会い及び安全対策の樹立

(10) 放火防止対策の推進

(11) 関係機関との連絡

(12) その他防火・防災上必要な事項

(13) 管理権原者への報告

ア 防火・防災管理者を選任又は解任したとき。

イ 消防計画を作成又は変更したとき。

ウ 各種法定点検、定期点検を実施したとき。

エ 火気使用設備器具又は電気設備の新設、移設、改修を行うとき。

- オ 消防用設備等の不備欠陥が発見されたとき又は改修するとき。
- カ 消防計画に定めた訓練を実施するとき。
- キ 防火・防災管理業務を委託するとき。
- ク 管理権原者から指示命令された事項
- ケ その他防火・防災管理業務上必要な事項

## (予防活動組織)

第 10 条 予防的活動に係る組織は、防火・防災管理者を中心に建物等を単位として防火・防災担当責任者を別表 4 「角間中地区防火・防災担当責任者 建物別一覧表」のとおり、また部屋、火気使用箇所などを単位として火元責任者を別表 5 「角間中地区防火・防災担当責任者及び火元責任者 区域別一覧表」のとおり定めるものとする。

2 防火・防災担当責任者は、次の業務を行う。

- (1) 担当区域内の火元責任者に対する業務の指導及び監督に関すること。
- (2) 防火・防災管理者の補佐

3 火元責任者は、担当区域内において次の業務を行うものとする。

- (1) 火気管理に関すること。
- (2) 建物、火気使用設備器具、電気設備、危険物施設及び消防用設備等の日常の点検及び維持管理に関すること。
- (3) 地震火災の発生要因（転倒等）を踏まえた火気使用設備器具、薬品、危険物等の安全確認に関すること。
- (4) 防火・防災担当責任者の補佐

## (点検・検査)

第 11 条 防火・防災管理者は、消防用設備等、建物、火気使用設備器具等の設備、施設を適正に維持管理するため、点検検査員を編成し、定期的に点検、検査を実施するものとする。

2 点検検査員は、外部委託による検査員を含むものとする。

3 機能的事項についての点検・検査で外注するものは、防火・防災管理者が立会いをして、自主点検又は自主検査に代えることができる。

4 防火対象物及び防災管理の法定点検は、専門業者等への委託を含む点検資格者（以下「点検資格者等」という。）により行うものとする。

## (自主点検、検査の結果報告)

第 12 条 前条の点検・検査を実施した場合、点検検査員は、その結果を防火・防災管理者に報告し、防火・防災管理者は管理権原者に報告するものとする。

## (不備欠陥事項の整備)

第 13 条 防火・防災管理者は、各結果報告に基づく、不備欠陥事項の改修計画を策定し、改修について管理権原者に助言するほか、その促進を図るものとする。

第 14 条 防火・防災管理者は、自主点検及び自主検査の結果を実施種別ごとに定める検査表及び管理

台帳に記録、管理しなければならない。

2 防火・防災管理者は、消防用設備等の点検結果を本部棟は1年に1回、他は3年に1回所轄の消防機関の長へ報告しなければならない。

#### (休日・夜間等の対応)

第 15 条 防火・防災管理者は、休日・夜間等で教職員が少なくなる場合は、教職員相互の連絡を十分に行い、安全対策に空白が生じないようにする。

2 休日、夜間等の防火・防災管理業務は、別表 6-1「角間キャンパス休日・夜間等の防火・防災管理体制」による管理体制で行うものとする。

#### (工事中の安全対策)

第 16 条 防火・防災管理者は、工事等を行う者に事前に工事計画を防災担当責任者へ提出させ、火災予防上必要な指導をするとともに、次の事項を順守させなければならない。

- (1) 溶接・溶断など火気を使用する工事を行う場合は、消火器等を配置すること。
- (2) 指定された場所以外では、喫煙、焚火等火気の使用を行わないこと。
- (3) 危険物の持込み又は使用については、その都度防火・防災管理責任者の承認を得ること。
- (4) 火気等を使用する作業の際は、その都度担当職員の立会いを求めるこ。
- (5) 作業場ごとに作業責任者を指定して火気管理を行うこと。
- (6) 工事部分ごとに指定された作業責任者は、工事の状況について、定期的に防火・防災管理者に報告すること。

#### (避難施設・防火上の構造等の管理)

第 17 条 学生及び教職員等は、避難施設及び防火設備の機能を有効に保持するため、次の事項を順守するものとする。

- (1) 避難口、廊下、階段、避難通路その他の避難施設
  - ア 避難の障害となる設備を設けない、又は物品を置かないこと。
  - イ 避難口等に設ける戸は、容易に解錠し開放できるものとし、開放した場合は廊下、階段等の幅員を有効に保持すること。
  - ウ 床面は避難に際し、つまずき、すべり等を生じないように維持管理すること。
- (2) 火災が発生したとき延焼を防止し、又は有効な活動を確保するための防火設備
  - ア 防火戸は、常時閉鎖できるようにその機能を保持し、閉鎖の障害となるくさびや物品を置かないこと。
  - イ 防火戸に近接して延焼の媒体となる可燃性物品を置かないこと。

第 18 条 防火・防災管理者は、避難施設、防火設備の役割を学生及び教職員等に十分認識させるとともに、定期的に点検、検査を実施し、施設・設備の機能の確保に努めるものとする。

#### (収容物等の転倒・移動・落下防止)

第 19 条 防火・防災管理者は、事務室内、避難通路、出入り口等の収容物の転倒・移動・落下防止に努めるものとする。

2 火元責任者及び各点検検査員は、各種点検等に合わせ、収容物の転倒、落下防止等が行われていることを確認し、行われていない場合は、滑り止め等必要な措置を講じるものとする。

(非常用物品の確保)

第 20 条 防火・防災管理者は、非常用物品の点検整備を自らが行うか又は防火・防災担当者に、定期的に実施させるものとする。

2 非常用物品の点検は、地震想定訓練実施時等に合わせて行うものとする。

(ライフラインの途絶に対する措置)

第 21 条 電気、ガス、上下水道、電話等のライフラインが途絶する場合の措置として、次のことを行うものとする。

(1) 停電への対応

非常電源、携帯用照明器具等の確保を図る。

(2) ガスの供給停止への対応

灯油、カセットコンロ等の確保を図る。

(3) 断水への対応

建物全体が保有する水量の把握とともに生活用水の確保を図る。

(4) 通信不全への対応

無線機、拡声器、トランシーバ等非常時の通信手段の確保を図るとともに、その使い方について平素から訓練に努める。

(自衛消防組織の編成)

第 22 条 管理権原者は、火災、地震その他の災害等による人的又は物的な被害を最小限に止めるため、自衛消防組織を別表 7「金沢大学自衛消防組織編成図」のとおり編成するものとする。

2 自衛消防組織には、角間地区に本部隊を設置し、隊長（統括管理者）を置き、その下に中地区隊を編成するものとする。

(1) 統括管理者には、自衛消防業務講習受講者等の法定資格者がその任にあたる。

(2) 統括管理者は、その任務の代行者（以下「統括管理者の代行者」という。）を定める。

3 本部隊に、通報連絡班、初期消火班、避難誘導班、安全防護班、応急救護班を原則として設置する。また、各班に班長を置く。

4 中地区隊に、地区隊長、地区副隊長を置き、通報連絡班、初期消火班、避難誘導班、安全防護班、応急救護班を原則として設置する。また、各班に班長を置くものとする。

5 自衛消防組織の編成及び主たる任務は、別表 8-1「本部隊・角間中地区隊自衛消防組織編成表」及び別表 8-2「角間中地区隊の任務表」のとおりとする。

第 23 条 中地区隊の活動範囲は、角間中地区防火対象物全体とする。

2隣接する地区の防火対象物からの災害を阻止する必要がある場合は、統括管理者及び各地区隊長等の判断に基づき活動する。

第 24 条 統括管理者は、火災、地震その他の災害が発生した場合の自衛消防活動について、その指揮、

命令、監督等一切の権限を有する。

**第 25 条** 統括管理者は、管理権原者の命を受け、自衛消防組織の機能が有効に発揮できるよう隊を統括する。

2 統括管理者は、消防隊へ必要な情報提供等を行い消防隊との連携を密にしなければならない。

3 地区隊長は、担当区域の指揮統制を図るとともに統括管理者への報告、連絡を密に行わなければならない。

#### (本部隊の任務)

**第 26 条** 自衛消防組織は、自らの管理する区域（角間キャンパス）で発生する災害においては、強力なリーダーシップを発揮し初動対応及び全体の統制を行うものとする。

2 本部隊は、直ちに活動拠点を設置し、中央監視室と協力して、次の活動を行うものとする。

(1) 本部隊の通報連絡班は、活動拠点における次の任務にあたる。

- ア 自衛消防活動の状況把握
- イ 消防機関への情報や資料の提供、消防機関の本部との連絡調整
- ウ 関係機関や関係者への連絡
- エ 避難状況の把握
- オ 各班・各地区隊への指揮や指示の伝達
- カ その他必要な事項

(2) 本部隊は、地区隊長から応援要請があった場合は、他の地区隊に対して支援を要請し、応援地区隊の下で活動にあたらせる。

#### (地区隊の任務)

**第 27 条** 自衛消防組織は、自らの管理する区域で発生する災害においては、地区隊が中心となり地区隊長の指揮の下に初動措置を行うものとする。

**第 28 条** 地区隊は、地区隊長の指揮の下に、次の活動を行うものとする。

(1) 地区隊の通報連絡班は、以下の事項の任務にあたる。

- ア 被害状況の把握、情報の収集及び伝達
- イ 災害発生場所、状況等の消防機関及び中央監視室並びに本部隊への通報・連絡
- ウ 学生及び教職員等への連絡
- エ 各班、各地区との連絡、調整

(2) 地区隊の初期消火班は、以下の事項の任務にあたる。

- ア 消火器、屋内消火栓等を活用した初期消火活動
- イ 重要書類等の搬出

(3) 地区隊の避難誘導班は、以下の事項の任務にあたる。

- ア 携帯用拡声器、メガホン等を活用しての避難誘導（別図 1「角間中地区避難経路図」）
- イ 在館者のパニック防止措置
- ウ 避難状況の確認及び本部隊への報告

(4) 地区隊の安全防護班は、以下の事項の任務にあたる。

- ア 水損防止、電気・ガス等の安全措置及び防火戸、防火シャッター等の操作
  - イ ガス、危険物、火気使用設備等に対する応急防護措置
  - ウ 倒壊危険箇所への立ち入り禁止措置
  - エ ライフラインの確保
  - オ 活動上支障となる物件の除去
  - カ 他地区からの安全防護班との連絡
- (5) 地区隊の応急救護班は、以下の事項の任務にあたる。
- ア 救出及び負傷者の応急手当等の人命安全に係る措置
  - イ 救護者のパニック防止措置

(自衛消防組織の運用)

第 29 条 防火・防災管理者は、自衛消防組織を勤務体制の変動に合わせ、柔軟に編成替えを行うとともに、職員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

2 統括管理者は、自衛消防組織の基本編成による活動では困難と認められる場合は、本部隊・地区隊の各班の人員を増強又は移動するなどの対応により、効果的な自衛消防活動を行うものとする。

3 勤務時間外において、火災報知機の発報、火災の発見、通報を受けた中央監視室は、次の初動措置を行わなければならない。

(1) 通報連絡

- ア 火災報知機が発報した場合、直ちに現場に赴き、状況を確認し、防火・防災管理者にその状況を連絡すること。
- イ 火災が発生した場合、消防機関に通報後、必要な初動措置を行うとともに防火・防災管理者にその状況を連絡すること。ただし、防火・防災管理者不在の場合は、防火・防災担当責任者又は火元責任者に連絡すること。

(2) 初期消火

消防機関が到着するまでの間、延焼拡大の阻止のため消火器等を速やかに集め又は、屋内消火栓を有効に活用し、適切な初期消火を行うとともに、防火シャッター等の閉鎖を行うこと。

(3) 消防機関への情報提供

到着した消防機関に対し、火災の延焼状況、燃焼物件、危険物品の有無等の情報を速やかに提供するとともに、火点進入口への誘導を行うこと。

(指揮命令体系)

第 30 条 管理権原者は、災害発生の情報を受けた場合は、統括管理者に本部隊の設置を指示するものとする。

2 統括管理者は、中央監視室での収集情報及び地区隊長の報告等により、自衛消防活動の開始時期を決定することとする。

3 統括管理者は、消防機関が到着したときは、自衛消防組織の活動状況、被災状況等の情報を提供するとともに消防機関の指揮下での協力をを行うものとする。

(地震発生時の初期対応)

第 31 条 地震災害に伴う活動においても、自衛消防組織を設置する。

## 2 身体の防護

地震発生時は、揺れがおさまるまで身体の安全を図る。

## 3 初期情報の収集

同時多発する地震災害では、初期情報の収集がその後の活動の基本となる。

- (1) 情報は災害活動の拠点となる本部隊に一元化し収集する。
- (2) 本部隊は建物図面等の関係資料を速やかに準備する。
- (3) 本部隊は、中央監視室から情報を収集する。
- (4) 大学以外の機関が使用している売店、食堂等の場所からも広く状況を収集する。

## 4 中央監視室機器障害発生時の対応

中央監視室の総合操作盤等の障害により、機器による情報収集ができなくなった場合は、速やかに通報連絡班員を増強し、館内を巡回させ情報収集を行う。

## 5 安心情報の提供

本部隊の通報連絡班は、揺れがおさまった後、早期に館内一斉放送を行うか又は中央監視室に放送を依頼し、在館者の不安感を除く放送を開始する。

- (1) 館内の被害状況等について逐次情報提供を行いパニックの発生防止に努める。
- (2) 負傷者情報を本部隊に提供するように呼びかける。
- (3) 余震等による落下物からの身体防護を呼びかける。

## 6 初期対応

- (1) 火気使用設備器具の直近にいる者は、揺れを感じたとき又は大きな揺れがおさまった後、電源や燃料バルブを遮断する。
- (2) 統括管理者は、在館者の安全確保のため次の内容を放送するか又は中央監視室に放送を依頼する。

※エレベーターの使用禁止

※落下物からの身体防護

※揺れが収束するまでの屋外への飛び出しの禁止

- (3) 二次災害の発生を防止するため、建物、火気使用設備器具、危険物施設等の点検及び検査を実施し、異常が認められる場合は、使用禁止等の応急措置を行う。

### (緊急地震速報の活用)

第 32 条 本部隊及び中央監視室は、常時ラジオやテレビを受信し、緊急地震速報の傍受態勢をとる。

## 2 緊急地震速報受信時の対応

- (1) 中央監視室は、避難口等の防火戸の電気錠を解錠し、避難経路を確保する。
- (2) 関係者に「緊急地震速報」の発表を館内放送で行う場合は予め用語指定しておく。

### (被害状況等の確認)

第 33 条 統括管理者は、建物全体の被害及び活動状況を一元化し管理する。

## 2 被害及び活動状況の把握

- (1) 統括管理者は、各地区隊長からそれぞれの担当区域における被害及び活動状況について報告を受ける。
- (2) 情報の優先順位は、負傷者、閉じ込められた者の発生状況、火災等の二次災害の有無、建物構造等の損壊状況等とする。

(3) 統括管理者は、本部隊の通報連絡班を増強し、総合操作盤、館内テレビモニター等の機器情報、館内巡回等による情報収集を強化する。

### 3 被害状況等の伝達

- (1) 統括管理者は、地区隊長に対し建物全体の被害状況及び各地区隊の活動状況を伝達し、災害活動の円滑化を図る。
- (2) 中央監視室は、必要に応じて館内放送により館内の被害状況や活動状況等を伝達し、在館者の不安解消を図る。
- (3) テレビやラジオ等からの情報を収集し必要に応じて館内放送で伝達する。特に、帰宅困難者の発生に備えた交通機関の状況及び二次災害に備えた余震、津波等の発生危険について正確な情報の収集に努める。

#### (救出救護)

第 34 条 救出救護活動は、生存率の高い時間内に迅速かつ効率的に行う必要があり、消防機関等の迅速な活動が期待できない場合は、自衛消防組織が主体となって行う。

### 2 救出救護の原則

- (1) 損壊建物等の下敷きになっている人の救出活動で同時に火災が発生している場合は、原則として火災を制圧してから救出活動にあたる。
- (2) 救出の優先順位は、人命の危険が切迫している人から救出し、多数の要救助者がいる場合は、救出作業が容易な人を優先する。

### 3 二次災害の防止

- (1) 損壊建物等での救出活動では、要救助者及び救出作業者の安全を確保するための監視者を配置し、二次災害の発生防止に努める。
- (2) 損壊建物等での救出作業では、不測の事態に備えて消火器や水バケツ等を準備する。

### 4 応援の要請等

- (1) 地区隊長は、損壊建物等での救出活動に際し、人手が不足する場合は、統括管理者に応援要請を行うとともに、周囲の人々に協力を要請する。
- (2) 必要と認められる場合には、速やかに消防機関等の出動を要請する。

### 5 応急救護所の設置及び搬送

- (1) 本部隊の応急救護班は、大きな揺れがおさまった後、早期に応急救護所を設置する。
- (2) 応急救護所は、避難等の障害とならない場所に設置する。
- (3) 応急救護班は、負傷者が発生した場合は、応急手当を行うとともに、被害状況により緊急を要する場合は、医療機関に搬送する。
- (4) 救出した人には、救出した場所、時間等を記入した傷病者カードを掲示し、救護活動を行う。
- (5) 消防機関の救急隊による搬送が期待できない場合の搬送手段、搬送経路等について選定する。

#### (エレベーター停止への対応)

第 35 条 統括管理者は、各地区隊安全防護班長に命令し、速やかにエレベーターの運行状況を確認し、次の活動を行う。

- (1) インターホンで各エレベーター内に呼びかけ、閉じ込め者の有無について確認する。
- (2) 閉じ込め者が発生した場合は、速やかにエレベーター管理会社の緊急連絡先に連絡する。

(3) 閉じ込め者の発生したエレベーターの停止位置を確認するとともに、インターホンにより閉じ込め者へ呼びかけを開始し、エレベーター管理会社への連絡、その他地震の状況等を適宜連絡し、閉じ込め者を落ち着かせる。

(4) エレベーター管理会社が到着した場合は、エレベーターの停止位置等の情報を伝達し、現場へ誘導する。

## 2 復旧対策等

(1) 停止したエレベーターは、安全確認が終了するまで使用禁止を徹底する。

(2) 長周期地震動によりエレベーターが停止した場合は、震度にかかわらず綿密な点検を行い、安全を確認する。

(3) 地震後の早期復旧について、エレベーター管理会社との連携体制等について確保する。

## 3 報告等

エレベーターの閉じ込め有無等の状況について、本部隊に報告する。

### (地震による出火防止への対応)

第 36 条 地震による火災は、同時多発とともに消火設備の機能の低下等により対応が困難となることから出火防止等の徹底を図る。

(1) 火気使用設備器具の直近にいる者は、地震を感じたとき又は大きな揺れがおさまったときには、電源の遮断及び燃料バルブの閉鎖等の出火防止を行う。

(2) ボイラー等火気使用設備の担当者は、燃料の自動停止装置の作動の確認及びバルブの閉鎖等を行う。

## 2 初期消火

(1) 各地区隊長は、担当区域内の出火危険場所に初期消火班を派遣し、早期発見・消火を行う。

(2) 複数の出火箇所がある場合の消火活動は、避難経路となる場所を優先して行う。

### (避難設備・建物の損壊への対応)

第 37 条 統括管理者は、中央監視室からの情報、本部隊通報連絡班及び地区隊長からの被害情報等を総合的に判断し、安全な避難経路の選定を行う。

(1) 地区隊長は、揺れがおさまった後、安全防護班に担当区域内の避難口、廊下、避難階段等の防火戸、防火シャッターの開閉状況を確認させ、安全な避難経路を選定するとともに統括管理者に報告する。

(2) 統括管理者は、防火戸、防火シャッターの開閉等の機能障害を把握した場合は、速やかに代替の避難経路を選定し地区隊長に指示する。

(3) 火災が拡大し消火が困難となった場合は、避難者の避難完了を確認した後、防火戸及び防火シャッターを閉鎖し区画するよう指示する。

## 2 自動消火設備等の機能障害への対応

自動消火設備の内、ハロゲン化物消火設備、二酸化炭素消火設備等の不活性ガス消火設備が作動しない場合は、中央監視室に連絡し当該消火設備に精通した者により対応を行う。

### (ライフライン等の不全への対応)

第38条 統括管理者は、各地区隊長にライフライン等の機能不全への対応として次の活動を指示する。

## 2 停電への対応

- (1) 中央監視室は、自家発電設備の始動を確認するとともに、統括管理者に非常電源への切り替えについて報告する。
- (2) 自衛消防活動に必要な携帯用照明器具、懐中電灯等について確保する。
- (3) 地震後、常用電源が供給された場合の二次災害防止のため、ブレーカー等の遮断を徹底する。

## 3 ガス供給停止への対応

- (1) 地震動によるガス配管等からの漏洩の点検を行う。
- (2) ガスの漏洩を発見した場合は、直近の遮断弁を閉鎖し、周囲の人を速やかに退避させ、火源（電灯、スイッチ等を含む）に注意して、拡散させる。

## 4 断水への対応

- (1) 消火用水を確保する。
- (2) 飲料用水は、貯水槽等の損壊等の被害状況を確認した後、給水する。
- (3) 災害活動の長期化に伴う生活用水等の確保については、時期を失すことなく要請する。

## 5 通信障害への対応

統括管理者は、中央監視室、本部隊各班長及び地区隊長との間に複数の通信手段を確保する。

## 6 交通障害への対応

- (1) 交通機関の運行状況に関する情報の収集を強化する。
- (2) 道路の亀裂、陥没による通行止め情報の収集にあたる。
- (3) 交通障害が長期化するおそれが生じた場合は、早期に必要物資等の応援要請を行う。

## 7 活動支援体制の強化

災害活動が長期化する場合は、本部隊は自衛消防組織の要員の交代や日常生活物資の補給の強化を行う。

### (避難の開始)

第 39 条 統括管理者は、地震が発生した場合、パニック防止を図り、別図 1 「避難経路図」に基づき、避難するか、在館するかを判断するものとする。

2 前項の規定によらず、防災関係機関から避難命令があった場合は、速やかに避難誘導を行う。

### (避難命令の伝達)

第 40 条 避難に関する命令伝達は、視聴覚障害者、外国人等を考慮し、放送設備等を使用して行う。

### (避難上の留意事項)

第 41 条 統括管理者は、地震時の避難については、在館者等の混乱防止に努めるほか、次によるものとする。

- (1) 建物の倒壊危険等がある場合は、在館者を速やかに屋外へ避難させる。
- (2) 統括管理者及び地区隊長は、避難の指示を出すまで、学生及び教職員等を落ち着かせ、照明器具や棚等の転倒落下に注意しながら、柱の回りや壁ぎわなど安全な場所で待機させる。

## 2 一次避難場所への避難

- (1) 地区隊長は、事業所の天井の落下、収容物の転倒落下、火災が発生するなど危険が切迫した場合は、中福利施設正面広場に学生及び教職員等を避難させる。

- (2) 地区隊長は傷病者等自力避難困難者に対しては、避難誘導・応急救護班員を配置し、誘導させるなど対応を行う。
- (3) 地区隊長は、避難状況を統括管理者に連絡する。

(帰宅困難者対策)

第 42 条 統括管理者は、帰宅困難となるおそれのある学生及び教職員等に対する保護・支援の確保及び情報の提供等の手段を講じておくものとする。

2 統括管理者は、帰宅困難者に対し次のことを行う。

- (1) 鉄道等交通機関の運行状況及び地震被害状況の把握に努め、館内放送等を活用して、在館者に情報を伝達する。
- (2) 地区隊長へ帰宅困難者対策の実施を指示する。
- (3) 帰宅困難者情報を関係機関等へ提供する。
- (4) 救護施設の設置指示と救護物資の支給を行う。
- (5) 学生及び教職員等やその家族の安否情報の確認・連絡手段として通信機関の連絡体制を確立する。

(ライフライン、危険物等に関する二次災害発生防止)

第 43 条 統括管理者は、地震発生後、建物の使用開始及び復旧作業等に伴う災害発生を防止するため点検検査員及び地区隊の安全防護班等に、次のことを行わせるものとする。

- (1) 火気使用設備器具、電気器具等からの火災発生要因の排除又は使用禁止措置を行う。
- (2) 危険物品からの火災発生要因の排除、安全な場所への移管又は危険場所への立ち入り禁止措置を行う。
- (3) 避難経路の確保及び建物内損壊場所等の応急措置を行う。
- (4) 消防用設備等の使用可否の状況を把握するとともに、使用可能な消火器等を安全な場所に集結しておく。
- (5) エレベーター、空調設備等の稼動開始に伴う安全確認及び防護措置を行う。
- (6) 給水開始に伴う水道配管等の漏水防止措置を行う。

(復旧作業等の実施)

第 44 条 統括管理者、防火・防災管理者及び防火・防災担当責任者は、復旧作業又は建物を使用再開するときは、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 復旧作業に係る立入禁止区域を指定するとともに学生及び教職員等に周知徹底する。
- (2) 復旧作業と事業活動が混在する場合は、相互の連絡を徹底するとともに監視を強化する。
- (3) 復旧工事に伴い、通常と異なる利用形態となることから避難経路を明確にするとともに学生及び教職員等に周知徹底させる。

2 統括管理者、防火・防災管理者及び防火・防災担当責任者は、復旧作業に係る工人に対する出火防止等の教育を徹底する。

(警戒宣言等が発せられた場合の対策)

第 45 条 統括管理者、防火・防災管理者及び防火・防災担当責任者は、警戒宣言の発令及び北陸地方に係る注意報の発令が発せられた場合は、消防計画に基づき行動する。

(その他の災害に対する対応)

第 46 条 地区隊長は、毒性物質の発散があった場合又は、発散のおそれを発見した場合は統括管理者及び中央監視室に連絡するものとする。

2 統括管理者は、前項の情報を得た場合、原因不明の多数の死傷者等が発生した場合は、周囲の立入禁止措置を行い、学生及び教職員等を避難させる。

3 統括管理者は、第 1 項の情報を警察等に連絡し、その指示に従うものとする。

(管理権原者の取り組み)

第 47 条 管理権原者は、自らの防火・防災管理についての知識・認識を高めるため、防火・防災等に関するセミナー等に参加するものとする。

2 管理権原者は、防火・防災管理者及び教職員等の法定講習及び防災講演会等の受講並びに教育について必要な措置を講ずるものとする。

(防火・防災管理者の教育)

第 48 条 防火・防災管理者は、消防機関が行う講習会及び研修会等に参加するとともに、学生及び教職員等に対する防火防災研修会等を随時開催するものとする。

2 防火・防災管理者は、防火・防災管理再講習を期限内に受講する。

3 管理権原者は、前項の受講に際して、必要な措置を講ずる。

(ポスター、パンフレットの作成及び掲示)

第 49 条 防火・防災管理者は、防災管理業務に関するパンフレットその他の資料を作成するとともに、消防機関から配布されたポスター等を見やすい場所に掲示する。

(自衛消防組織の要員に対する教育)

第 50 条 本部隊の各班長への教育は、自衛消防業務講習を受講させるものとする。

(統括管理者等の資格管理)

第 51 条 統括管理者は、本部隊及び地区隊の自衛消防業務に従事する者の防火・防災研修会等の受講状況を把握し、計画的に受講させるものとする。

(防災教育の内容)

第 52 条 防災教育の内容は、実施者の任務分担を定め、おおむね、次によるものとする。

- (1) 防火・防災消防計画について
- (2) 学生及び教職員等の守るべき事項について
- (3) 火災発生時の対応について
- (4) 地震時の対応について
- (5) その他火災予防上及び自衛消防活動上必要な事項

(防火・防災管理担当者への教育)

第 53 条 統括管理者は、防火・防災管理の知識の向上を図るために次の事項を積極的に進めるものとする。

- (1) 消防機関等の行う講演会等の参加
- (2) 防火・防災に関する図書等の提供

(学生及び教職員等の訓練)

第 54 条 防火・防災管理者は、有事に際し、被害を最小限にとどめるために、次の基準により防災訓練を実施するものとする。

- (1) 基本訓練 通報、消火、避難誘導、安全防護、震災の各訓練（隨時）
- (2) 総合訓練 年 1 回以上

(総合訓練の実施要領)

第 55 条 総合訓練は、予め消防機関へ連絡し、通報、消火、避難誘導等の個別訓練並びに安全防護訓練を有機的に連携して行う。

2 前項の訓練は、必要に応じて消防機関の協力を得て行う。

(通報訓練の実施要領)

第 56 条 通報訓練は、次によるものとする。

- (1) 消防機関への通報訓練
- (2) 火災発見者の通報訓練

(消火訓練の実施要領)

第 57 条 消火訓練は、次によるものとする。

- (1) 消火器による消火訓練
- (2) 屋内消火栓による消火訓練

(避難誘導訓練の実施要領)

第 58 条 避難誘導訓練は、次によるものとする。

- (1) 階段からの避難誘導訓練
- (2) エレベーターからの避難誘導訓練

(安全防護訓練の実施要領)

第 59 条 安全防護訓練の実施要領は、次によるものとする。

- (1) 防火シャッター等の機能確認訓練。
- (2) 火点直近の防火戸及び窓等の開口部の閉鎖により、延焼範囲を最小限にする訓練。

(消防機関への指導要請)

第 60 条 統括管理者は、訓練を実施するに当たって必要と認める場合は、消火等の技術向上のため、消防機関への指導を要請することができる。

(震災訓練の実施)

第 61 条 震災訓練の実施は、本計画の定める各種訓練に準じて実施するとともに、必要に応じ、関係

機関が行う訓練又は付近住民が行う訓練に参加するものとする。 (訓練の記録)

第 62 条 統括管理者は、防災訓練を実施した場合は、実施日時、場所、訓練種別、訓練概要、参加人員、訓練の結果、その他必要な事項を記録しておかなければならない。

#### 附則

この計画は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

この計画は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

この計画は、平成 27 年 9 月 24 日から施行する。

(別表1)

管理権原者、角間中地区防火・防災管理者、統括管理者一覧

管理権原者	角間中地区防火・防災管理者 ※	角間キャンパス統括管理者
国立大学法人金沢大学学長 施設部施設企画課長		総務部総務課長

※角間中地区防火・防災管理者は、消防法第36条第1項に基づき準用する同法第8条第1項に定める防災管理者と、消防法第8条第1項に定める防火管理者を兼ねる。

# 災 害 想 定

## 災害想定表

建物用途	災害想定期	規模	用途	本部管理機(大学)	構造		地上	地下	階	延べ面積
					被害場所	被害数				
想定地震・報										
シ ン	ナ リ	オ リ	収容人員266名	天候(臺)	震度6強	発生日時	10月23日(金曜日) 11時30分	平成27年10月23日(金曜日) 11時30分		5,849m <sup>2</sup>
被災種類と考慮すべき警戒										
(標準的な付与条件)										
建物等の建築耐震性基準に適合する場合、建築等の被災種類は「実施計画書」に基づく被災は考慮する必要はない。	1	天井の一部が落下し、蛍光灯も落下しガラス片が飛散し危険な状態	1階吹抜け	1箇所	→	被災物による負傷者を出さない。	学生、教職員及び来訪者が近づけない、ガラス破片を片付ける。	天井・器具・機器の固定、振止めの防止	A>B>C	活動優先度 必要 自衛消防組織
	2	窓ガラスの一部が落下し、建物周囲にガラス片が散乱。	管理棟周辺	1箇所	→	被災物による負傷者を出さない。	学生、教職員及び来訪者が近づけない、ガラス破片を片付ける。	入り禁止措置範囲の事前把握、底の設置検討。	a	安全防護班4名
	3	外壁タイルの一部が落下し、建物周囲にタイルが散乱。	管理棟周辺	1箇所	→	被災物による負傷者を出さない。	学生、教職員及び来訪者が近づけない、タイル破片を片付ける。	入り禁止措置範囲の事前把握、底の設置検討。	b	安全防護班4名
建築設備等の被災種類は「実施計画書」に基づく被災は考慮する必要はない。	1	エレベーターは故障して停止。使用不可。閉じ込め事故が一件計4件発生した。	1階エレベータ	1箇所	→	閉じ込め者を全員救出する。	非常用インスターホンにより負傷者有無の確認と状況説明を行う。エレベーター会社へ連絡。	エレベーター会社へ連絡。底のよどり行うか。	a	安全防護班2名 避難誘導班2名
	2	給排水設備・衛生設備・空調設備・消火設備等の被害	1階機械室	1箇所	→	消火設備等の早期復旧を図り一時的代替設備の活用をする。	設備業者への手配と修理を行う。	設計・施工業者に配管の耐震性を確認。	b	安全防護班4名
震動警報装置等の被災種類は考慮する必要はない。	1	避難者が避難口に殺到して、避難が円滑に進まない。	3階屋外階段	1箇所	→	将棋倒しによる負傷者を出さない。	バニッシュ防止の非常放送を実施する。	バニッシュ防止が送信設備の言額性の確保。	b	避難誘導班2名 応急救護班2名
	2	出入り口扉の変形により開閉が不能								
消防用設備等の被災種類は考慮する必要はない。(主要な避難通路のうち一以上が使用するものに障害が発生することを想定する。)	1	防火シャッターの変形により閉鎖障害が発生する。	3階屋内階段	1箇所	→	煙による窒息被害を防止する。	誘導員の配置により、立入禁止措置を講ずる。	他の避難経路を確保する。	b	安全防護班2名
	2	煙感知器回線の断線により防火戸が作動しない。	3階屋内階段	1箇所	→	煙による窒息被害を防止する。	誘導員の配置により、立入禁止措置を講ずる。	手動による開鎖方法を確認しておく。	b	安全防護班2名
	3	排煙設備の動作不良	4階フレスシュー コナー	1箇所	→	煙による窒息被害を防止する。	誘導員の配置により、立入禁止措置を講ずる。	手動による作動方法を確認しておく。	b	安全防護班2名
取扱い器具類、一般家電製品の転落落止装置等に付属する指針等に基づいて、自火・燃え移り装置等について被災するものに障害するもの想定する。)	1	居室のテレビ、燐等が転倒落下する。	国際機構	1箇所	→	転倒落下による負傷者を出さない。	安否確認の際に居室の状況を把握する。	転倒落下により負傷者が発生しない位置に配置する。	c	安全防護班2名
	2	書類が転倒し書類が散乱する。	3階財務部	1箇所	→	転倒落下による負傷者を出さない。	書類の下敷きとなつた者の確認。	上下部を固定する。	a	安全防護班2名
	3	ハーテーションが転倒し室内が散乱する。	5階総務部	1箇所	→	転倒落下による負傷者を出さない。	在室者がいないか確認後、施錠し立入禁止とする。足下の固定を行う。		b	安全防護班2名
取扱い器具類、一般家電製品の転落落止装置等に付属する指針等に基づいて、自火・燃え移り装置等について被災するもの想定する。)	1	断水により飲料水やトイレの使用ができない。	全館		→	飲料水やトイレの水を確保する。	受水槽から水をドリップ利用する。業者に依頼し修理を行う。	非常用飲料水の事前準備。周辺の公衆廻所の確認と仮設廻所の確認。	b	安全防護班2名
	2	変電設備が機能停止し、停電となる。	全館		→	照明を確保する。	帳中電灯やろうそくを使用する。	設備の耐震補強。帳中電灯の準備。	a	安全防護班2名
	3	電話が不通となり、内線電話が使用できない。	全館		→	通信・連絡を取れる環境を確保する。	防災センタに連絡員を派遣して、情報を得る。	情報伝達機器を事前に設置しておく。	b	安全防護班2名
ライフラインは使用できなく、代替え指揮装置等がなされている場合、その影響を軽減する。	4	消防への救助要請ができない。	全館		→	消防隊に救助要請を行う。	最寄りの消防署までの連絡員を派遣する。	最寄りの消防署の位置を確認しておく。	b	通報連絡班2名
	5	道路の亀裂により交通網が遮断され、帰宅困難者が発生した。	市道 中山道		→	帰宅困難者の生活上最低限必要な衣食住の環境を保証する。	露泊まいするスペースの確保、仮設廻所の設置。非常食・水の配給を行う。	帰宅支援マップの配布。	c	初期消火班2名
火災の発生	1	湯沸室において、ガスレンジの火が燃え上り、周囲に拡大した。	G駐車場	1箇所	→	火災による負傷者を発生させない、火災を抑擣大させない。	初期消火を行い、鎮火させる。	初期消火を行っておらず、鎮火させる。	a	初期消火班4名
	2	駐車場の車両同士の衝突により火災が発生した。	5階総務部	1箇所	→	建物内の秩序を維持する。	建物内への出入りを制限する。	防犯担当者の選任や役割を明確化しておく。	b	初期消火班2名
	3	重要書類等の盗難が発生する。	4階 施設管理部	1箇所	→	火災による負傷者を発生させない、火災を抑擣大させない。	初期消火を行い、鎮火させる。	初期消火を行っておらず、鎮火させる。	a	初期消火班4名
火災の発生	4	漏電により火災が発生した。	1階学生部	1箇所	→	応急手当を行う。	負傷者が発生した時に応急救護所を確保し手当を行う。	エレベーターが使用できないことにより、あらかじめ各階の救護場所を定めておき、応急備品を設置しておこう。	a	応急救護班2名
	5	火災の安全対策の程度に応じて、一定割合での被災が発生する。	管理棟 正面玄関	1箇所	→	応急手当を行う。	1階に出たところガラスの飛散により負傷する。	一時避難場所を定めておき、応急備品を設置しておこう。	a	応急救護班2名
	6	火災の安全対策の程度に応じて、一定割合での被災が発生する。	屋外		→	声をかけ安心せないうなづくを起こさせない。	避難者や外国人も含め、要援護者の課題と対応策を定めておこう。	多くの多い所に優先的に説導する。	b	応急救護班2名

## 災害想定表

想定地 シ ナ リ オ	対応人員 (標準的な付与条件)	被害種類と考慮すべき態様 (被害の具体的な事象)	総合メタア基盤センター (災害想定)	構造		発生日時 平成27年10月23日(金曜日) 11時30分	救助行動の具体化	活動優先度 A>B>C	必要自衛消防機 械
				被災場所	被害数				
建物等 等の 本 的 被 害	「京町施設の総合耐震計画に基づく場合、建物等の耐震性能が図られる場合は、その構造等に適合する場合、避難者を除き、何らかの機能停止を想定する。」 「二基の電源供給装置が同時に故障した場合、建物等の電源供給装置は想定する。」	1 天井照明等の落下、ガラスの飛散	1階	1箇所	→ 故障による負傷者を出さない。	防火災安全上の目標設定	学生、教職員及び来訪者がガラス破片を片付ける。	a	安全防護班4名
		2 窓ガラスの一部が落なし、建物周囲にガラス破片が散乱	1階	1箇所	→ 故障による負傷者を出さない。		学生、教職員及び来訪者が建物周囲へ近づけない。	b	安全防護班4名
		3 外壁タイルの一部が落なし、建物周囲にガラス破片が散乱	1階	1箇所	→ 故障による負傷者を出さない。		学生、教職員及び来訪者がタイル破片を片付ける。	b	安全防護班4名
建物内施設等 の被 害	「京町施設の総合耐震計画に基づく場合、建物等の耐震性能が図られる場合は、その構造等に適合する場合、避難者を除き、何らかの機能停止を想定する。」 「二基の電源供給装置が同時に故障した場合、建物等の電源供給装置は想定する。」	1 洗濯水設備、衛生設備、空調設備、消火設備等の被害の有無。	1階	1箇所	→ 消火設備等の早期復旧を目指すため代替設備の活用をする。	設備業者への手配と修理を行う。	設備業者に配管の面悪性を確認。	b	安全防護班4名
		2 出入り口扉の变形により開閉が不能	非常口	1箇所	→ 母指倒しによる負傷者を出さない。	ハニカム防歫の非常放送を実施する。	ハニカム放送内容の確認と放送設備の信頼性の確保。	b	避難誘導班2名
		3 出入り口扉の変形により開閉が不能	非常口	1箇所	→ 引き非常口の確保	避難誘導班による説明。	避難経路の確認。	b	避難誘導班2名
消防用器具等 の被 害	(天井等との接触や変異が大きいことからSPヘッドや自立新耐火器具等については破損するものと想定する。)	1 感知器配線の断線により防火戸が作動しない。	ヒロティー	1箇所	→ 潜による警報装置を防止する。	説専員の配置により、立入禁止措置を講ずる。	手動による開鎖方法を確認しておく。	b	安全防護班2名
		2 書棚が転倒する。	管理室	1箇所	→ 転倒下による負傷者を出さない。	安否確認の際に居室の状況を把握する。	転倒落下により負傷者が発生しない位置に配置する。	c	安全防護班2名
		3 ハーテーションが転倒し室内で散乱する。	管理室	1箇所	→ 転倒下による負傷者を出さない。	書棚の下敷きしなった者の確認。	上下部を固定する。	a	安全防護班2名
収容器具等 の被 害	(オフィス家具類、一般家庭製品の転倒等による倒落等下に防山原等につい固定措置が施されている場合、その状況を考慮する。)の被害	4 サーバーラック転倒により通信網が不通。	サーバ室	1箇所	→ 転倒下による負傷者を出さない。	在室者がいかにいか確認後、施設し立入禁止とする。	足下の固定を行う。	b	安全防護班2名
		1 断水により、飲料水やトイレの使用ができない。	全館	1箇所	→ 飲料水やトイレの水を利用する。業者に非常用飲料水の準備。	在室者がいかにいか確認後、施設し立入禁止とする。	非常用飲料水の準備。	a	安全防護班2名
		2 变電設備が機能停止し、停電となる。	全館	1箇所	→ 照明を確保する。	受水槽から雨水をドローレの水に利用する。業者に非常用排水の準備。	設備の耐震補強。	b	安全防護班2名
ライフライン等 の被 害	少気使用場所・危険物貯蔵場所等について、その安全対策の程度に応じて、一定割合で火災が発生する。他の(18)不明(146)	3 電話が不通となり、外線電話が途絶える。	全館	1箇所	→ 通信用路を取れる環境を確保する。	防災センサーに連絡を派遣して、情報を得る。	情報伝達機器を事前に設置しておく。	b	安全防護班2名
		4 消防への救助要請ができない。	全館	1箇所	→ 消防隊に救助要請を行ふ。	最寄りの消防署まで連絡員を派遣する。	最寄りの消防署の位置を確認しておく。	b	通報連絡班2名
		5 通路の亀裂により交通網が遮断され、帰宅困難者が発生した。	市道 中山道	1箇所	→ 帰宅困難者の生活上最低限必要な衣食住の環境を確保する。	運送まりのスペースの確保、仮設廁所の設置。非常食、水の配給を行う。	帰宅支援マップの配布。	c	避難誘導班2名
火災 の発 生	その他の(18)不明(146)	1 湯沸室において、ガスレンジの火が燃え上がり周囲に拡大した。	5階	1箇所	→ 火災による負傷者を発生させない、火災を拡大させない。	初期消火を行い、鎮火させる。	使用しているガス栓を閉止する。	a	初期消火班2名
		2 重要書類等の盗難が発生する。	4階 総務部	1箇所	→ 建物内の秩序を維持する。	建物内への出入りを制限する。	防犯担当者の運営や役割を明確化しておく。	b	初期消火班2名
		3 漏電により、火災が発生した。							
人の 的 的 被 害	在館者数とその安全対策の程度に応じて、一定割合で火災が発生する。他の(12)石油関係(6)	1 転倒し頭から出血する。	1階	1箇所	→ 応急手当を行う。	負傷者が発生した階に応急救護所を確保し手当を行う。	エレベーターが使用できない時の想定により、あらかじめ各階の救護場所を定めておき、応急備品を設置してお。	a	応急救護班2名
		2 屋外に出たところガラスの形骸により負傷する。	建物 正面玄関	1箇所	→ 応急手当を行う。	1階に応急救護所を設置し応急手当を行う。	時救護場所を定めておき、応急備品を設置しておく。	a	応急救護班2名
		3 聰員、来訪者が恐怖感により動けなくなる。	1階吹抜け	1箇所	→ 声をかけ安心せしハニックを起こさせない。	人の多い所に優先的に説導する。	障害者や外国人も含め、要援護者の課題に対する対応策を定めておく。	b	応急救護班2名

## 災害想定表

想定地 シナリオ	被害種類と考慮すべき要素 (標準的な付与条件)	建物用途・規模・用途 才収容人員8名 天候(晴) 外気温度(15°C)	構造		構造		構造		構造		構造	
			発生日時	防災コングリー選定	被災場所	被災数	防災対策安全上の目標設定	被災行動の具体化	予防的対策事項	活動優先度	必要自衛消火組織	
建物等 の 本 的 被 害	「被災の具体的な事象」 外壁耐震設計基準に適合の場合、建築構造の大規模な被害は考慮する必要はない。 「官庁施設の総合防震計画」、「機械維持が図られる場合」等に基づき機械維持が図られる場合を除き、何らかの機能停止を想定する。	1 天井の一部が落下、蛍光灯も落下しガラス片が飛散し危険な状態 外壁タイル、窓ガラスの一部が落下し、建物周囲にガラス破片が散乱	2階 喫茶コーナー 1階 ピロティ	1箇所 → 散乱物による負傷者を出さない。	学生、教職員及び外部者を近づけない、ガラス破片を片付ける。	天井・器具、機器の固定、振止めの防止	a 安全防護班4名					
		3 照明の一部が落下し、建物周囲にガラス破片が散乱	1階 ピロティ	1箇所 → 散乱物による負傷者を出さない。	外部者を建物周囲へ近づけない。ガラス破片を片付ける。	入り禁止措置範囲の事前把握、床の設置検討。	b 安全防護班4名					
		1 梯排水設備、衛生設備、空調設備、消火設備等の被害の有無。	2階 機械室	1箇所 → 季節を考慮した空調設備の早期復旧を図り一時的設備業者への手配と修理を行なう。	代替え設備の活用をする。	設計・施工業者に配管の耐震性を確認。	b 安全防護班4名					
建築設 備 等 の 被 害	「被災の具体的な事象」 外壁耐震設計基準に適合の場合、避難施設の大規模な被害は考慮する必要はない。 消防用(天井等の接着部や梁や梁端が大きいことからS部材や自承式知器等については破損するものと想定する。)	1 避難者が避難口に殺到して、避難が円滑に進まない。	2階 出口部分	1箇所 → 将棋倒しによる負傷者を出さない。	ハニッシュ防止の非常放送を実施する。	ハニッシュ防止の放送内容の確認と放送設備の信頼性の確保。	b 避難説明班2名 応急救護班2名					
		2 電梯倒し書類が散乱する。	2階 喫茶室	1箇所 → 電梯倒下による負傷者を出さない。	電梯倒下による負傷者を出さない。	上下部を固定する。						
		3 バーテーションが転倒し室内が散乱する。	2階 喫茶室	1箇所 → 電梯倒下による負傷者を出さない。	在室者がいかに確実に電梯倒落後、施設し立入禁止とする。	足下の固定を行う。						
収容 等 の 被 害	「被災の具体的な事象」 外壁耐震設計基準に適合する指針等に基づいた固定措置が施される。(引込み部物の転倒落下を想定する。)	1 食堂のテレビ、鍋等が転倒落下する。	2階 喫茶室	2箇所 → 電梯倒下による負傷者を出さない。	安否確認の際に居室の状況を把握する。	転倒落下により負傷者が発生しない位置に配置する。	a 安全防護班2名					
		2 鍋が転倒し書類が散乱する。	2階 喫茶室	1箇所 → 電梯倒下による負傷者を出さない。	他の下敷きとなった者の確認。	上下部を固定する。	a 安全防護班2名					
		3 バーテーションが転倒し室内が散乱する。	2階 喫茶室	1箇所 → 電梯倒下による負傷者を出さない。	在室者がいかに確実に電梯倒落後、施設し立入禁止とする。	足下の固定を行う。	b 安全防護班2名					
ライフ ライン 等 の 被 害	「被災の具体的な事象」 火気使用場所、危険物貯蔵場所等について、その安否が想定の程度に応じて一定の割合で火災が発生する。 火災の発生時に、火災が転倒し灯油が漏洩したもののが火には至らなかつた。	1 断水により、飲料水やトイレの使用ができない。	全館	→ 飲料水やトイレの水を確保する。	受水槽から水をピュアリの水に利用する。業者に依頼し修理を行なう。	非常用飲料水の事前準備。周辺の公衆便所の確保と仮設便所の事前準備。	a 安全防護班2名					
		2 電話が不通となり、外部との連絡が途絶える。 内線電話が使用できない。	全館	→ 通話連絡を取れる環境を確保する。	防災センターに連絡員を派遣して、情報を得る。	情報伝達機器を事前に設置しておく。	b 安全防護班2名					
		3 消防への救助要請ができるない。	全館	→ 消防隊に救助要請を行う。	最寄りの消防署まで連絡員を派遣する。	最高率の消防署までの連絡員を派遣する。	c 安全防護班2名					
火 災 の 発 生	「被災の具体的な事象」 火気使用場所、危険物貯蔵場所等について、その安否が想定の程度に応じて一定の割合で火災が発生する。 火災が転倒し灯油が漏洩したもののが火には至らなかつた。	4 通路の亀裂により交通網が遮断され、帰宅困難者が発生した。	市道 中山道	→ 帰宅困難者の生活上最低限必要な衣食住の環境を確保する。	帰宅支援マップの配布、常食、水の配給を行う。	非常用飲料水の配給。						
		1 中福利食堂において、天井から鍋が入り、周囲に拡大した。	1階 脱衣室	→ 火災による負傷者を発生させない。火災を拡大させない。	初期消火を行い、鎮火させる。	使用しているガス釜を閉止する。	a 初期消火班2名					
		2 灯油のボトリングが転倒し灯油が漏洩したものが出火には至らなかつた。	1階 脱衣室	→ 漏洩した灯油の処理を行い火災を発生させない。	火災を近づけない。	転倒防止の措置を講ずる。	a 初期消火班2名					
人 的 的 被 害	「被災の具体的な事象」 在籍者数とその安全対策の程度に応じて、一定割合での被害を想定する。 避難経路の1つ以上は使用に障害を想定。	1 脱衣室頭から出血する。	1階 食堂 2階 喫茶コーナー	→ 応急手当を行う。	負傷者が発生した階に応急救護所を確保し手当を行う。	エレベーターが使用できないとの想定により、あらかじめ各階の救護場所を設けておく。 応急救護品を設置しておく。	a 応急救護班2名					
		2 屋外に出たところガラスの飛散により負傷する。	正面玄関	→ 応急手当を行う。	1階に応急救護所を設置し応急手当を行う。	一時救護場所を定めておき、応急備品を設置しておく。	a 応急救護班2名					
		3 職員、来訪者が恐怖感により動けなくなる。	1階 食堂 2階 喫茶コーナー	→ 声をかけ安心せしめニックを起こさせない。	多くの多い所に優先的に説導する。	障害者や外国人とも含め、要援護者の課題と対応策を定めておく。	b 応急救護班2名					

(別表2)

## 災害想定表

想定地 シナリオ	被害種類と考慮すべき要件 (標準的な付与条件)	災害想定 (被害の具体的な事象)	発生日時	構造		地上	5階	地下	階 延べ面積 2,035m <sup>2</sup>	
				建物用途 国際交流会館	用途 オーディオ収容人員79名 天候(雲) 外気温度(15°C)	防災災害安全上の目標設定	防災災害安全上の目標設定	対応行動の具体化	活動優先度 A>B>C	必要自衛消火組織
建物等 建築構造設計基準に適合の場合、建築構造の大きな被害は考慮する必要はない。	1 天井の一部が落下。蛍光灯も落しガラス片が飛散し危険な状態 2 窓ガラスの一部が落下し、建物周囲にガラス片が散乱。	被害場所 廊下・ホール ピロティ 多目的室	被害数 1箇所	→	防災災害安全上の目標設定	応急的対策事項 学生、教職員及び外部者を近づけない。ガラス破片に対する負傷者を出さない。	天井・器具、機器の固定、振止めの防止	天井・器具、機器の固定、振止めの防止	a	安全防護班4名
建物等 「官庁施設の総合耐震計画基準等に基づき機械維持が図られる場合を除き、何らかの機械停止を想定する。」の規定による場合は、建築構造設計基準に適合の場合は考慮する必要はない。 （主要な避難通路のうち一つ以上が使用に障害が発生することを想定する。）	1 洪排水設備、衛生設備、空調設備、消火設備等の被害の有無。	被害場所 建物周辺	被害数 1箇所	→	季節を考慮した空調設備の早期復旧を図り一時的代替え設備の活用を行う。	外部者を建物周囲へ近づけない。ガラス破片を片付立入り禁止措置範囲の事前把握。既存の設置検討。	設備業者への手配と修理を行う。	設備業者に配管の耐震性を確認。	b	安全防護班4名
建物等 「官庁施設の総合耐震計画基準等に基づき機械維持が図られる場合を除き、何らかの機械停止を想定する。」の規定による場合は、建築構造設計基準に適合の場合は考慮する必要はない。 （主要な避難通路のうち一つ以上が使用に障害が発生することを想定する。）	1 避難者が避難口に殺到して、避難が円滑に進まない。	被害場所 建物全体	被害数 数箇所	→	ハニカム防護の非常放送を実施する。	ハニカム防護の非常放送内容の確認と放送設備の信頼性の確保。	ハニカム防護の非常放送を実施する。	ハニカム防護の非常放送を実施する。	b	避難説明班2名 応急救護班2名
消防用 消防設備 （天井等における漏水や変電盤が大きいことからSPDや個人用防護器等については破損するものと想定する。）	1 感煙知器配線の断線により防火戸が作動しない。	被害場所 1箇所	被害数 1箇所	→	煙による窒息被害を防止する。	説明員の配置により、立入禁止措置を講ずる。	手動による開閉方法を確認しておく。	手動による開閉方法を確認しておく。	b	安全防護班2名
吸収 （オフィス家具類、一般家庭製品の転倒落止装置等に関する指針等に基づいて、固定装置が施されない、吸物の転倒落止を想定する。）の被害	1 燐等が転倒落下する。 1 燐が転倒し書物が散乱する。 2 ハーテーションが転倒し室内が散乱する。	被害場所 各個室	被害数 2箇所	→	転倒落下による負傷者を出さない。	安否確認の際に居室の状況を把握する。	転倒落下により負傷者が発生しない位置に配置する。	転倒落下により負傷者が発生しない位置に配置する。	a	安全防護班2名
ライフラインは使用できない。代替え指標(非常電源、附水槽、無線通信手段)がなされていない。 （その他の原因による火災蔓延を想定する。）	1 断水により、飲料水やトイレの使用ができない。 2 内線電話が使用できない。	被害場所 各個室	被害数 1箇所	→	転倒落下による負傷者を出さない。	水槽の下敷きとなった者の確認。 水槽の下敷きとなる者の確認。	上下部を固定する。	上下部を固定する。	a	安全防護班2名
火災 の発生 の程度に 応じて、その安全対策の程度に応じて 一定の割合で火災が発生する。	3 消防への救助要請ができない。 4 道路の亀裂により交通網が遮断され、帰宅困難者が発生した。	被害場所 市道 中山道	被害数 1箇所	→	転倒落下による負傷者を出さない。	在室者がいるか確認後、施錠し立入禁止とする。 在室者がいないか確認後、施錠し立入禁止とする。	足下の固定を行う。	足下の固定を行う。	b	安全防護班2名
火災 の発生 の程度に 応じて、その安全対策の程度に応じて 一定の割合で火災が発生する。	1 洗濯室においてコンセントからの漏電による火災が発生。	被害場所 洗濯室	被害数 1箇所	→	火災による負傷者を発生させない。	初期消火を行い、鎮火させる。	可燃物を付近に置かない。	可燃物を付近に置かない。	a	初期消火班2名
人 の被害	1 転倒し頭から出血する。 2 屋外に出たところガラスの飛散により負傷する。 3 職員、来訪者が恐怖感により動けなくなる。	被害場所 1階正面玄関 1階正面玄關 1階正面玄關	被害数 1箇所 1箇所 1箇所	→	火災による負傷者を発生させない。	応急手当を行う。	負傷者が発生した階に応急救護所を確保し手当を実行する。	あらかじめ各階の救護場所を定めておき、応急備品を設置してお。	a	応急救護班2名
						1階に応急救護所を設置し応急手当を行う。	1階に応急救護所を設置しておき、応急備品を設置してお。	1階に応急救護所を設置する。	a	応急救護班2名
						職員や外国人も含め、要援護者の課題に対応策を定めてお。	職員や外国人も含め、要援護者の課題に対応策を定めてお。	職員や外国人も含め、要援護者の課題に対応策を定めてお。	b	応急救護班2名

## 角間中地区防火対象物又は建築物その他の工作物一覧

区分	名称	建築年月日	延床面積	階層	収容人員	用途
※消防法施行令第2条を適用するもの	農場温室	平成9年	194m <sup>2</sup>	地上1階	0	(7)項
	農場実習棟	平成9年	82m <sup>2</sup>	地上1階	10	(7)項
	農場管理棟	平成9年	214m <sup>2</sup>	地上1階	10	(7)項
	本部棟	平成6年	5849m <sup>2</sup>	地上6階	286	(16)項イ
	本部倉庫	昭和63年	675m <sup>2</sup>	地上2階	0	(14)項
	本部倉庫2	平成16年	136m <sup>2</sup>	地上1階	0	(14)項
	本部車庫	平成12年	64m <sup>2</sup>	地上1階	0	(13)項
	本部車庫2	平成12年	78m <sup>2</sup>	地上1階	0	(13)項
	本部車庫3	平成13年	32m <sup>2</sup>	地上1階	0	(13)項
	南器具庫	平成5年	190m <sup>2</sup>	地上1階	0	(7)項
	中福利施設	平成5年	509m <sup>2</sup>	地上2階	8	(7)項
	厩舎	平成5年	200m <sup>2</sup>	地上1階	19	(15)項
	弓道場	平成5年	104m <sup>2</sup>	地上1階	50	(7)項
	東課外活動共用施設	平成6年	1311m <sup>2</sup>	地上3階	1,040	(7)項
	自動車部車庫	平成7年	85m <sup>2</sup>	地上1階	0	(7)項
	射撃場	平成7年	67m <sup>2</sup>	地上1階	14	(7)項
	国際交流会館	平成6年	2035m <sup>2</sup>	地上5階	79	(5)項口
	地域連携推進センター	平成6年	530m <sup>2</sup>	地上2階	107	(7)項
	総合メディア基盤センター	平成8年	2300m <sup>2</sup>	地上2階	334	(7)項
	特高受変電室	平成15年	501m <sup>2</sup>	地上1階	0	(15)項
	角間ゲストハウス (非常勤講師宿泊施設)	平成8年	740m <sup>2</sup>	地上2階	15	(7)項
	環境保全センター	平成15年	763m <sup>2</sup>	地上2階	4	(7)項
	50周年記念館 (角間の里)	平成17年	499m <sup>2</sup>	地上2階	52	(7)項
	実験排水モニター棟	平成16年	650m <sup>2</sup>	地上1階地下1階	0	(7)項
	本部棟2	平成16年	257m <sup>2</sup>	地上1階	17	(7)項
	学生留学生宿舎 先魁 交流ホール棟	平成24年	245m <sup>2</sup>	地上1階	0	(1)項口
	学生留学生宿舎 先魁 1号棟	平成24年	396m <sup>2</sup>	地上2階	24	(5)項口
	学生留学生宿舎 先魁 2号棟	平成24年	265m <sup>2</sup>	地上2階	16	(5)項口
	学生留学生宿舎 先魁 3号棟	平成24年	396m <sup>2</sup>	地上2階	24	(5)項口
	学生留学生宿舎 先魁 4号棟	平成24年	265m <sup>2</sup>	地上2階	24	(5)項口
	学生留学生宿舎 先魁 5号棟	平成24年	396m <sup>2</sup>	地上2階	24	(5)項口

# 防災対策委員会等

## 角間中地区関連防災対策委員会等の構成一覧

防災対策委員会委員名簿

職名
学長
理事(総括・改革・研究・財務担当)・副学長
理事(教育担当)・副学長
理事(国際・附属病院・同窓会担当)・副学長
理事(企画評価・情報・社会貢献担当)・副学長
理事(総務・人事・施設担当)・副学長
人間社会研究域長
理工研究域長
医薬保健研究域長
がん進展制御研究所長
附属病院長
共通教育機構長
センター長代表(1)
センター長代表(2)

防災対策連絡協議会

職名
事務局長
学長秘書室長
企画評価室次長
法人監査室次長
総務部長
総務部総務課長
広報室長
地域連携推進室長
総務部人事課長
総務部職員課長
財務部長
財務部財務企画課長
財務部財務管理課長
施設部長
施設部施設企画課長
施設部施設管理課長
研究推進部長
研究推進部研究推進課長
研究推進部産学連携課長
国際機構支援室長
スーパーグローバル大学企画・推進室長
学生部長
学生部学務課長
学生部基幹教育支援課長
学生部学生支援課長
学生部入試課長
情報化推進室次長
情報部長
情報部情報企画課長
情報部情報サービス課長
病院部長
病院部総務課長
病院部経営管理課長
病院部医事課長
人間社会系事務部長
人間社会系事務部総務課長
人間社会系事務部会計課長
人間社会系事務部学生課長
理工系事務部長
理工系事務部総務課長
理工系事務部会計課長
理工系事務部学生課長
医薬保健系事務部長
医薬保健系事務部総務課長
医薬保健系事務部会計課長
医薬保健系事務部学生課長
医薬保健系事務部薬学・がん研支援課 研究協力係長

防災対策連絡協議会WG

職名
総務部総務課長
総務部総務課副課長
総務部総務課総務係長
財務部財務企画課予算係長
施設部施設企画課長
施設部施設企画課副課長
学生部学務課総務係長
学生部共通教育管理係長
情報部情報企画課総務係長
病院部総務課総務係長
病院部総務課係員
病院部経営管理課施設係長
人間社会系事務部総務課副課長
人間社会系事務部総務課総務係長
理工系事務部総務課副課長
理工系事務部総務課総務係長
医薬保健系事務部総務課医学総務係長
医薬保健系事務部総務課保健総務係長
医薬保健系事務部薬学・がん研支援課 研究協力係長

# 防火・防災担当責任者 及び火元責任者

(別表4)

## 角間中地区防火・防災担当責任者 建物別一覧

地区名	建物名	防火・防災担当責任者名
角 間 中 地 区	本部棟	施設部施設企画課副課長(企画・運営) (中地区隊副隊長)
	特高受変電室	施設部施設企画課副課長(企画・運営) (中地区隊副隊長)
	ブースターポンプ室	
	地域連携推進センター	地域連携推進室長
	本部倉庫	総務部総務課長 (本部隊隊長)
	角間の里	地域連携推進室長
	総合メディア基盤センター	情報部情報企画課長
	本部棟2	研究推進部研究推進課長 (本部隊応急救護班長)
	国際交流会館	国際機構支援室長
	学生留学生宿舎 先魁 (交流ホール棟、1~5号棟)	学生部学生支援課長 (本部隊避難誘導班副班長)
	中福利施設	
	屋外運動場施設(東)	
	課外活動共用施設(東部)	
	弓道場	
	厩舎	
	射撃部部室	
	自動車部部室	
	角間ゲストハウス	財務部財務管理課長 (本部隊初期消火班副班長)
	環境保全センター	施設部施設企画課長 (中地区隊隊長)
	実験排水モニター棟	

(別表5)

## 角間中地区防火・防災担当責任者及び火元責任者 区域別一覧

〈本部棟〉

階層	防火・防災担当責任者	区域	火元責任者
1階	施設企画課副課長 (企画・運営)	運転手控室, 女子更衣室, 男子更衣室, 使送室, 風除室, 玄関ホール, ELV, 清掃業務従事職員室, 男子便所, 女子便所, PS 機械室, 電気室	総務課総務係長
		教員室(1)	専任教員
		教員室(2)	専任教員
		センター長室・会議室, 研修室, 事務室・ナース室, 処置室, 診察室 暗室, 操作室, レントゲン室, 相談室(1), (2) 男子便所, 女子便所	学生支援課学生相談係長
		理事室, 事務室, 相談室, 就職相談コーナー, 第2会議室, 湯沸室, ラウンジ, ELVホール 風除室, 入試保管庫, 男子便所, 女子便所 身障者便所 PS, EPS	学務課総務係長
		財務部長室, 事務室, 倉庫, 湯沸室, ホール 男子便所, 女子便所, リフレッシュコーナー 電算機室 PS, EPS	財務企画課財務総括係長
		事務室, 第3会議室, 相談室 湯沸室, ホール, 男子便所, 女子便所, リフレッシュコーナー	研究推進課総務係長
		スーパーグルーバル大学企画・推進室, PS, EPS	SGU企画・推進室長
		総合相談室	総務課総務係長
		学長室, 理事室, 監事室, 共用室, 事務室 秘書室, 総務部長室, ホール, 特別会議室 倉庫(1), (2), 湯沸室 男子便所, 女子便所, リフレッシュコーナー 機械室, PS, EPS	総務課総務係長
2階		理事室, 役員会議室, 秘書室, 大会議室, 機械室, PS, EPS	総務課総務係長
		事務室, 湯沸室, ホール 男子便所, 女子便所, 女子更衣室	人事課人事総務係長
		機械室, ELV機械室	施設管理課角間保全係長
R階			

〈特高受変電室〉

階層	防火・防災担当責任者	区域	火元責任者
1階	施設企画課副課長	特高受変電室, 高圧配電盤室, 発電機室, 前室	施設管理課角間保全係長

〈ブースターポンプ室〉

階層	防火・防災担当責任者	区域	火元責任者
1階	施設企画課副課長	ブースターポンプ室	施設管理課角間保全係長

〈本部倉庫〉

階層	防火・防災担当責任者	区域	火元責任者
1階	総務課長	倉庫, ホール	総務課総務係長

(別表5)

## 角間中地区防火・防災担当責任者及び火元責任者 区域別一覧

〈本部棟2〉

階層	防火・防災担当責任者	区域	火元責任者
1階	研究推進課長	学術国際課事務室, 給湯室, 準備室, 男子WC, 女子WC 本部倉庫(1), (2)	研究推進課総務係長 総務課総務係長

〈東課外活動共用施設〉

階層	防火・防災担当責任者	区域	火元責任者
1階	学生支援課長	事務室, 管理倉庫, 共用室(1), 共用室(2), 共用室(3), 共用室(4), 器具庫(1), 器具庫(2), 暗室, ミーティング室(1), 電気室, 機械室	学生支援課学生相談係長
2階		共用室(5), 共用室(6), 共用室(7), ミーティング室(2), 和室, 印刷室, 楽器庫(1), 音楽練習室(1), 音楽練習室(2)	
3階		共用室(8), 共用室(9), 楽器庫(2), 音楽練習室(3), 音楽練習室(4), スタジオ, 無線室, 器具庫	

〈厩舎〉

階層	防火・防災担当責任者	区域	火元責任者
1階	学生支援課長	管理室兼男子更衣室, 女子更衣室, ボイラー室, 馬具庫	学生支援課学生相談係長

〈弓道場〉

階層	防火・防災担当責任者	区域	火元責任者
1階	学生支援課長	射場, 玄関, 用具庫, 審判席	学生支援課学生相談係長

〈自動車部部室〉

階層	防火・防災担当責任者	区域	火元責任者
1階	学生支援課長	車庫, 工具室	学生支援課学生相談係長

〈射撃部部室〉

階層	防火・防災担当責任者	区域	火元責任者
1階	学生支援課長	射撃場	学生支援課学生相談係長

〈中福利施設〉

階層	防火・防災担当責任者	区域	火元責任者
1階	学生支援課長	食堂, 廉房, 事務室, 風除室, 食品庫, 購買コーナー, ゴミ置場	金沢大学生活協同組合食堂店長
2階		喫茶室, 廉房	
		機械室, ホール	学生支援課学生相談係長

〈国際交流会館〉

階層	防火・防災担当責任者	区域	火元責任者
1階	国際機構支援室長	事務室, 洗濯室, 電気室, 機械室	国際機構支援室留学生係長
2階		多目的室, 廉房, 倉庫, 洗濯室	
3階		倉庫, 洗濯室	
4階		倉庫, 洗濯室	
5階		倉庫, 洗濯室	

(別表5)

## 角間中地区防火・防災担当責任者及び火元責任者 区域別一覧

〈角間ゲストハウス〉

階層	防火・防災担当責任者	区域	火元責任者
1階	財務管理課長	管理事務所, 和室, 前室, 特別室(ELPセンター), 倉庫 レセプションルーム(ELPセンター), 廚房, 洗面・脱衣室 浴室, リネン庫, ロビー, ラウンジ 宿泊室	調達管理係長
2階		ランドリー, 談話コーナー 宿泊室	

〈地域連携推進センター〉

階層	防火・防災担当責任者	区域	火元責任者
1階	地域連携推進室長	事務室, 機械室	地域連携推進室業務管理係長
		センター長室	センター長
		教員室	各教員
2階		講義室, 湯沸室, 小講義室, 資料室, ラウンジ	地域連携推進室業務管理係長

〈角間の里〉

階層	防火・防災担当責任者	区域	火元責任者
1階	地域連携推進室長	多目的ホール, 研修室, 男子WC, 女子WC	地域連携推進室業務管理係長
		小会議室, 中会議室, 管理室	
		物置, 湯沸室, 書庫, 納戸	
2階		ホール, 民具保管庫, 避難具置場	

〈環境保全センター〉

階層	防火・防災担当責任者	区域	火元責任者
1階	施設企画課長	廃液タンク室, 廃液処理室1, 廃液処理室2, 廃液処理室3 監視室, 管理室, 浴室, 脱衣室, 前室, WC	道上 義正
		センター長室兼会議室, 教員室, 分析室, 廊下, 測定室	
2階		電気室, PRTR室, 男子WC, 女子WC, 湯沸室	

〈実験排水モニター棟〉

階層	防火・防災担当責任者	区域	火元責任者
地階	施設企画課長	ブロア室, 機械室1, 機械室2, 薬品タンク室	道上 義正
1階		サービスヤード, 消音室, 排気ファン置場	

〈学生留学生宿舎 先魁 交流ホール棟〉

階層	防火・防災担当責任者	区域	火元責任者
1階	学生支援課長	交流ホール, エントランスホール, 風除室, 玄関倉庫1~4	学生支援課学生相談係長
		湯沸室, メールボックスコーナー, 男子WC, 女子WC	

〈学生留学生宿舎 先魁 1号棟〉

階層	防火・防災担当責任者	区域	火元責任者
1階	学生支援課長	玄関, 廊下, 階段, 物入, 洗面室, 脱衣室, SW, LDK, WC	学生支援課学生相談係長
2階		廊下, 階段, 物入, 洗面室, 脱衣室, SW, LDK, WC	

〈学生留学生宿舎 先魁 2号棟〉

階層	防火・防災担当責任者	区域	火元責任者
1階	学生支援課長	玄関, 廊下, 階段, 物入, 洗面室, 脱衣室, SW, LDK, WC	学生支援課学生相談係長
2階		廊下, 階段, 物入, 洗面室, 脱衣室, SW, LDK, WC	

(別表5)

### 角間中地区防火・防災担当責任者及び火元責任者 区域別一覧

〈学生留学生宿舎 先魁 3号棟〉

階層	防火・防災担当責任者	区域	火元責任者
1階	学生支援課長	玄関,廊下,階段,物入,洗面室,脱衣室,SW,LDK,WC	
2階		廊下,階段,物入,洗面室,脱衣室,SW,LDK,WC	学生支援課学生相談係長

〈学生留学生宿舎 先魁 4号棟〉

階層	防火・防災担当責任者	区域	火元責任者
1階	学生支援課長	玄関,廊下,階段,物入,洗面室,脱衣室,SW,LDK,WC	
2階		廊下,階段,物入,洗面室,脱衣室,SW,LDK,WC	学生支援課学生相談係長

〈学生留学生宿舎 先魁 5号棟〉

階層	防火・防災担当責任者	区域	火元責任者
1階	学生支援課長	玄関,廊下,階段,物入,洗面室,脱衣室,SW,LDK,WC	
2階		廊下,階段,物入,洗面室,脱衣室,SW,LDK,WC	学生支援課学生相談係長

〈総合メディア基盤センター〉

階層	防火・防災担当責任者	区域	火元責任者
1階	情報企画課長	A-101	事務室
		A-102	センター長室
		A-103	図書閲覧室
		A-104	情報機器室
		A-105	情報機器室
		A-106	情報機器室
		B-101	第一演習室
		B-102a	共同研究室
		B-102b	共同研究室
		B-103	資料保管室
		B-104	電気室
			倉庫
			女子更衣室
			男子更衣室
			身障者用トイレ
			トイレ(男女)
			機械室
			EV機械室
2階		A-201	業務管理室
		A-202	教員室
		A-203	教員室
		A-204	教員室
		A-205	教員室
		A-206	教員室
		A-207	教員室
		A-208	ICT教材作成支援室
		A-209	教員室
		A-210	教員室
		B-201	第二演習室
		B-202	自習室
		B-203	プレゼンテーション室
			トイレ(男女)

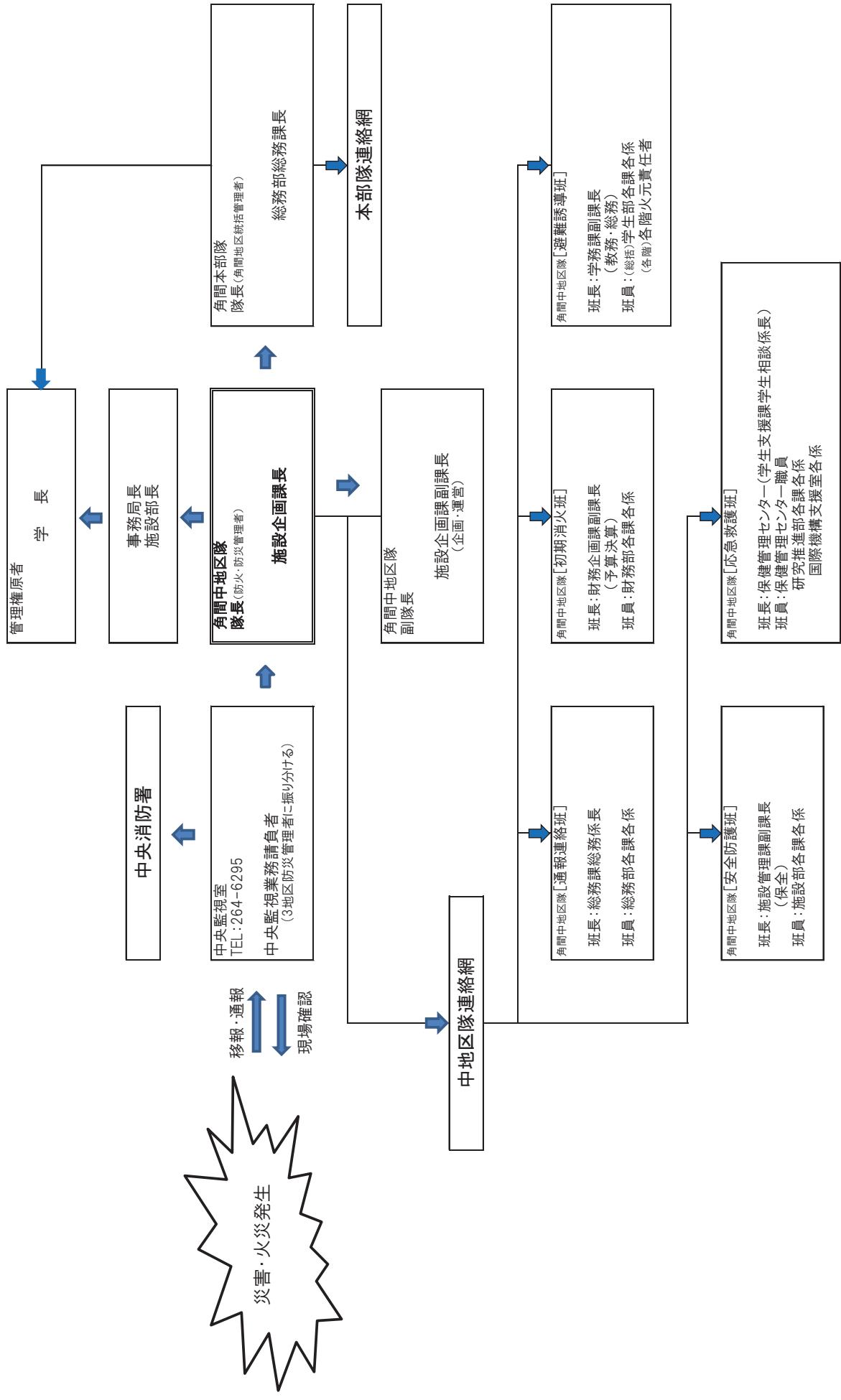
# 休日・夜間等の 防災管理体制

角間キャンパス休日・夜間等の防火・防災管理体制

1. 業務名	金沢大学角間団地保全等業務
2. 管理受託者	(株)文教コーポレーション(平成26・27年度)
3. 休日・夜間の勤務体制	
	17:00 ~ 20:00 (2名)
	20:00 ~ 05:00 (3名)
	05:00 ~ 08:30 (2名)
防災センター責任者	火気・施錠管理
防災センター勤務員 (3名もしくは2名)	通報連絡担当
宿日直責任者	消火担当

(別表 6-2)

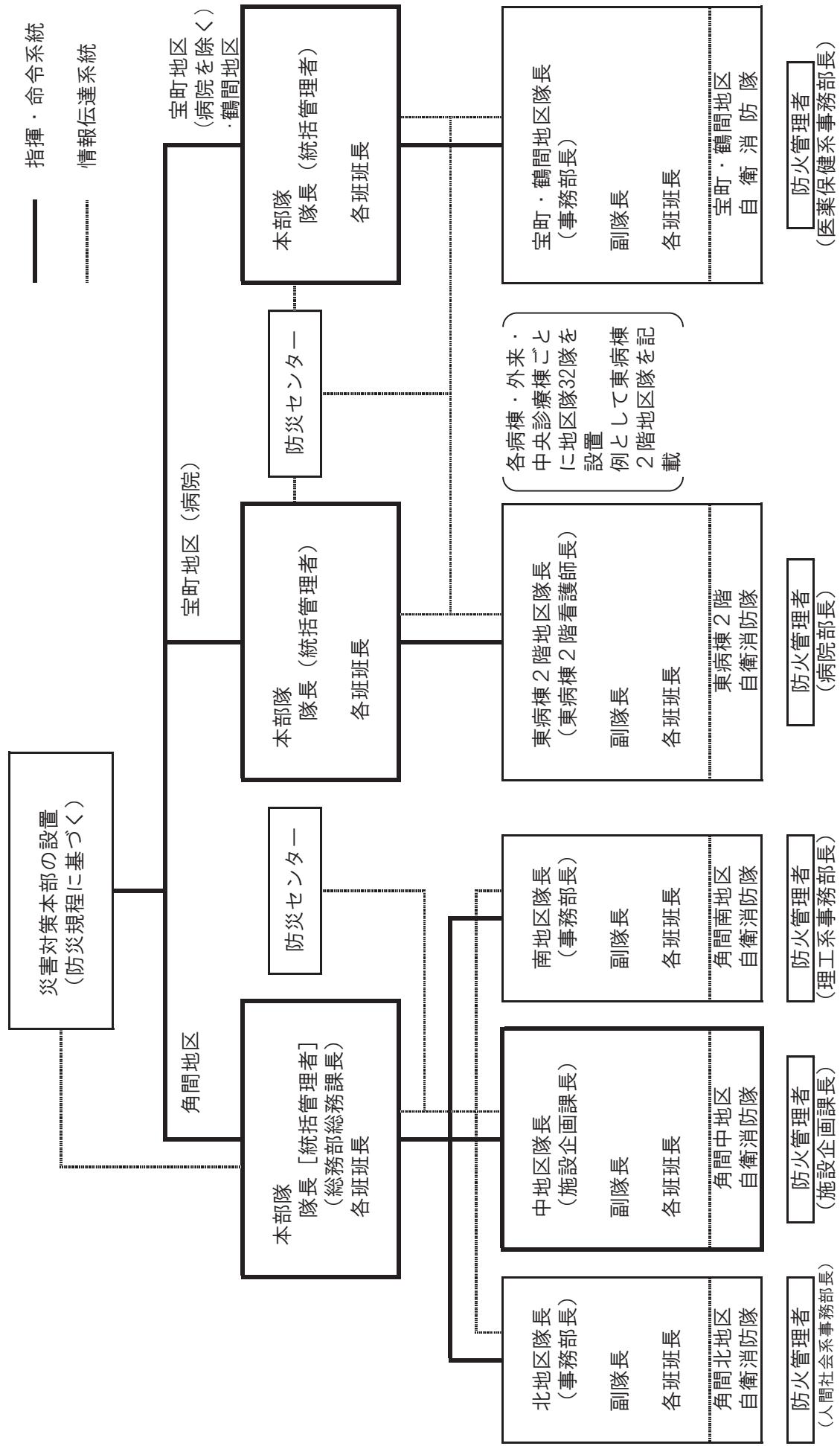
## 角間中地区休日・夜間等の緊急連絡網



# 自衛消防隊組織編制 及び任務

(別表7)

## 金沢大学自衛消防組織編成図



(別表8-1)

## 本部隊・角間中地区隊自衛消防組織編成表

&lt;本部隊&gt;

&lt;中地区隊&gt;

統括管理者(隊長) 総務部総務課長
-------------------

統括管理者の代行者兼副隊長(通報連絡班長)
-----------------------

初期消火班 班長 財務部財務企画課副課長(財務企画) 副班長 財務部財務企画課副課長(財務企画) 財務部財務管理課長
避難誘導班 班長 学生部学務課長 副班長 学生部学生支援課長 学生部入試課長
安全防護班 班長 施設部施設管理課課長 副班長 施設部施設企画課専門職員
応急救護班 班長 研究推進部研究推進課長 副班長 研究推進部産学連携課長 研究推進部産学連携副課長

地区隊長 施設企画課課長 副隊長 施設企画課副課長(企画・運営)
通報連絡班 班長 総務課総務係長 副班長 総務部各課各係
初期消火班 班長 財務企画課副課長(予算決算) 副班長 財務部各課各係
避難誘導班 班長 学務課副課長(総務・教務担当) 副班長 学生部各課各係
安全防護班 班長 施設管理課副課長(保全) 副班長 施設部各課各係
応急救護班 班長 保健管理センター(学生支援課学生相談係長) 副班長 保健管理センター職員 研究推進部各課各係 国際機構支援室各係

(別表8-2)

角間中地区隊の任務表

班	災害等発生時の任務	警戒宣言が発せられた場合の組織編成	警戒宣言が発せられた場合の任務
通報連絡班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害状況の把握、情報収集及び伝達</li> <li>・消防機関等への通報及び中央監視室への通報並びに本部隊への連絡</li> <li>・放送設備等による教職員・学生等への連絡</li> <li>・各班、各地区との連絡調整</li> <li>・各部局への通報連絡</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報収集担当として編成する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テレビ、ラジオ等により情報を収集する。</li> </ul>
初期消火班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消火器、屋内消火栓等活用しての初期消火活動</li> <li>・他地区からの初期消火班との連携</li> <li>・消防車等の誘導</li> <li>・重要物の搬出及び物資の調達</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・点検担当として編成する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担当区域の転倒、落下防止措置を講じる。</li> </ul>
避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出火時等における避難者の誘導</li> <li>・避難状況の確認及び本部隊への報告</li> <li>・要救助者の救助</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平常時と同様の編成とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部隊の指揮により、避難誘導を行う。</li> </ul>
安全防護班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水損防止、電気、ガス等の安全措置及び防火戸、防火シャッター等の操作</li> <li>・ガス、危険物、火気使用設備等に対する応急防護措置</li> <li>・倒壊危険箇所の立入禁止措置</li> <li>・ライフラインの確保</li> <li>・他地区からの安全防護班との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・点検担当として編成する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担当区域の転倒、落下防止措置を講じる。</li> <li>・危険箇所の補強、整備を行う。</li> </ul>
応急救護班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・負傷者に対する心急救護処置</li> <li>・救急隊等の誘導</li> <li>・医薬品の確保</li> <li>・他地区からの応急救護班との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応急措置担当として編成する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記の避難誘導班の任務と同様とする。</li> </ul>

(別表8-2)

## 角間地区本部隊の任務表(参考)

班	災害等発生時の任務	警戒宣言が発せられた場合の組織編成	警戒宣言が発せられた場合の任務
通報連絡班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自衛消防活動の指揮統制, 状況の把握</li> <li>・消防機関への情報や資料の提供, 消防機関の本部との連絡</li> <li>・関係機関や関係者への連絡</li> <li>・地区隊への指揮や指示の伝達</li> <li>・その他必要な事項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通報連絡班は, 情報収集担当として編成する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報道機関等により北陸地方地震注意情報及び警戒宣言発令に関する情報を収集し, 角間地区統括管理者に連絡する。</li> <li>・周辺地域の状況を把握する。</li> <li>・放送設備, 揭示板, 携帯用扩声器等により角間地区内の学生及び職員等に対する周知を図る。</li> <li>・食料品, 飲料水, 医薬品等及び防災資機材の確認をする。</li> <li>・教職員の調査</li> </ul>
初期消火班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区隊が行う消火作業への指揮指導</li> <li>・地区における初期消火状況の把握</li> <li>・各地区初期消火班への応援要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初期消火班は, 点検措置担当として編成する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物構造, 防火・避難施設, 電気, ガス, 消防用設備等, 危険物の点検及び保安の措置を講じる。</li> </ul>
避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区隊が行う避難誘導への指揮指導</li> <li>・地区の避難誘導状況の把握</li> <li>・各地区避難誘導班への応援要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難誘導班は, 平常時と同様の編成とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・混乱防止を主眼として, 退館者の案内及び避難誘導を行う。</li> <li>・学生の調査</li> </ul>
安全防護班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区隊が行う安全防護への指揮指導</li> <li>・地区の安全防護状況の把握</li> <li>・各地区安全防護班への応援要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全防護班は, 点検措置担当として編成する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記の初期消火班の任務と同様とする。</li> </ul>
応急救護班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区隊が行う応急救護への指揮指導</li> <li>・地区における応急救護状況の把握</li> <li>・各地区応急救護班への応援要請</li> <li>・応急救護所の設置について検討</li> <li>・救急隊との連携, 情報の提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応急救護班は, 情報収集担当として編成する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記の通報連絡班の任務と同様のほか, 救出資機材等の確認をする。</li> <li>・研究員の調査</li> </ul>

# 建物別避難経路・ 消火器配置図

# 金沢大学角間キャンパスマップ

KANAZAWA  
UNIVERSITY

北地区  
中地区  
南地区

南地区

中地区

北地区

至医王山

至富山県南砺市

【広域地図】

角間  
キャンバス

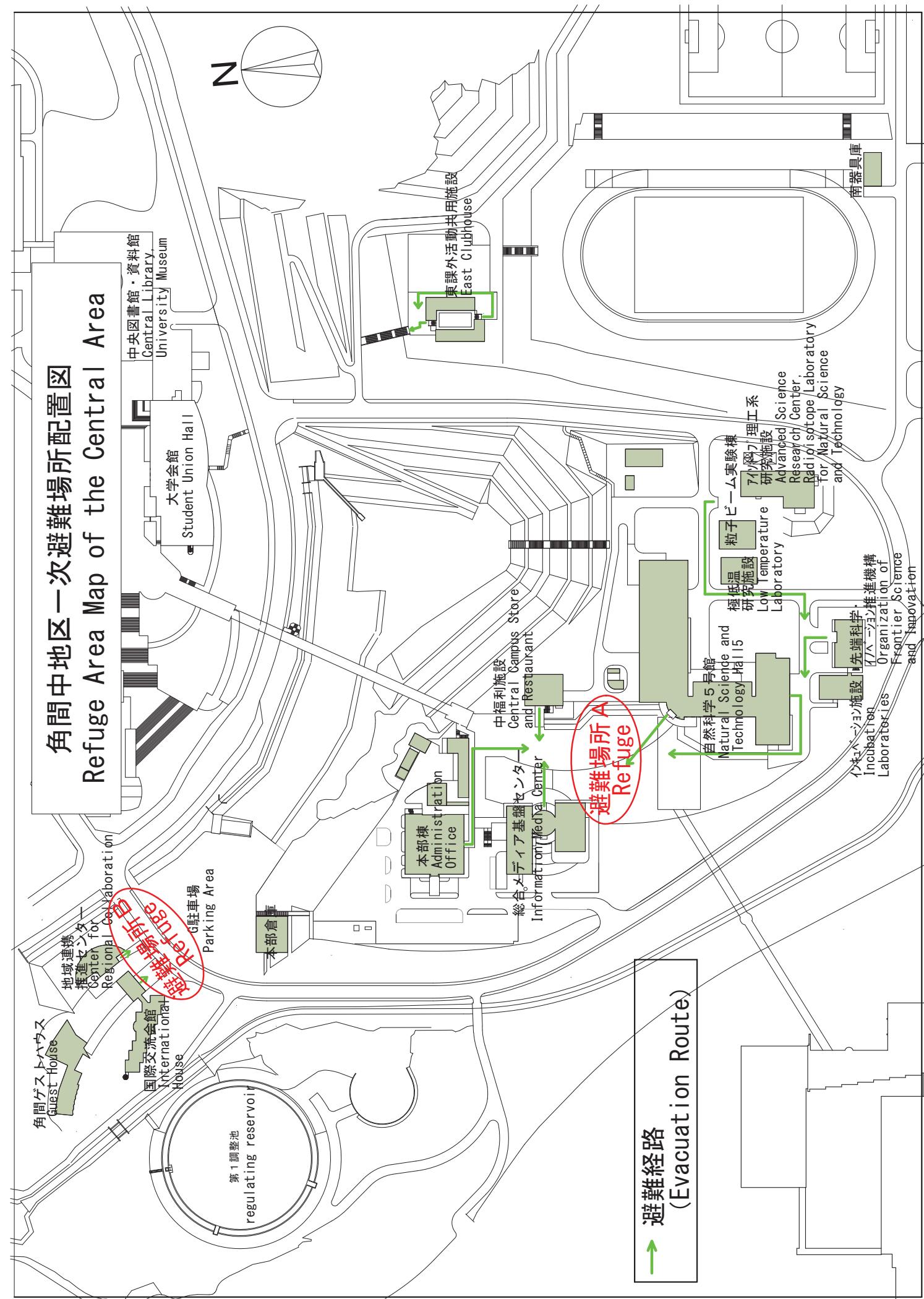
角間  
キャンバス

宝町・鶴間  
キャンバス

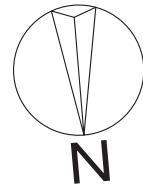


# 角間中地区一次避難場所配置図

## Refuge Area Map of the Central Area



# Refuge Area Map of the SAKIGAKE (角間中地区一次避難場所配置図 (先駆))



避難経路  
(Evacuation Route)

SAKIGAKE  
(先駆)

Refuge  
避難場所G

Natural Science Lecture Hall  
(自然科学大講義棟)

Parking Area  
(E駐車場)

Advanced Science Research Center,  
Radiation Slope Laboratory for  
Natural Science and Technology  
(アドバンスト・リサーチ・センター  
理工系研究施設)

Low Temperature Laboratory  
(極低温研究室)

Organization of Frontier  
Science and Innovation  
(先端科学  
イノベーション  
推進機構)

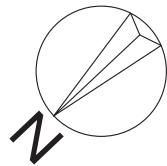
Incubation Laboratories  
(インキュベーション  
施設)

Natural Science and  
Technology Hall 5  
(自然科学5号館)

Central Campus  
and Restaurant  
(中福利施設)

Information Media Center  
(総合メディア  
基盤センター)

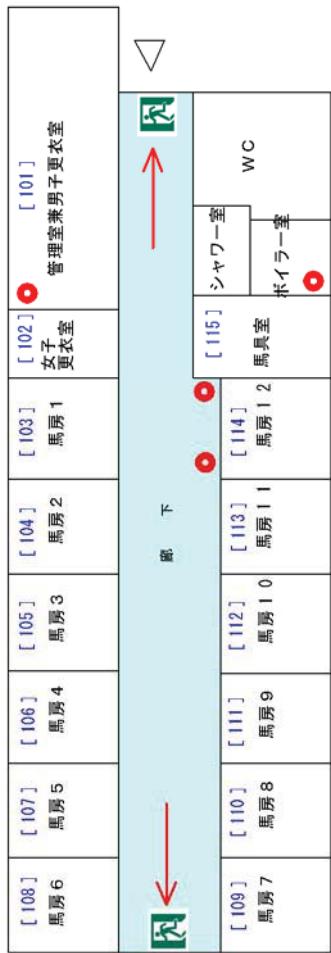
## 避難経路図 Evacuation Plan



ベースボールンブ棟 1階平面図

- 消火器 (Fire Extinguisher)

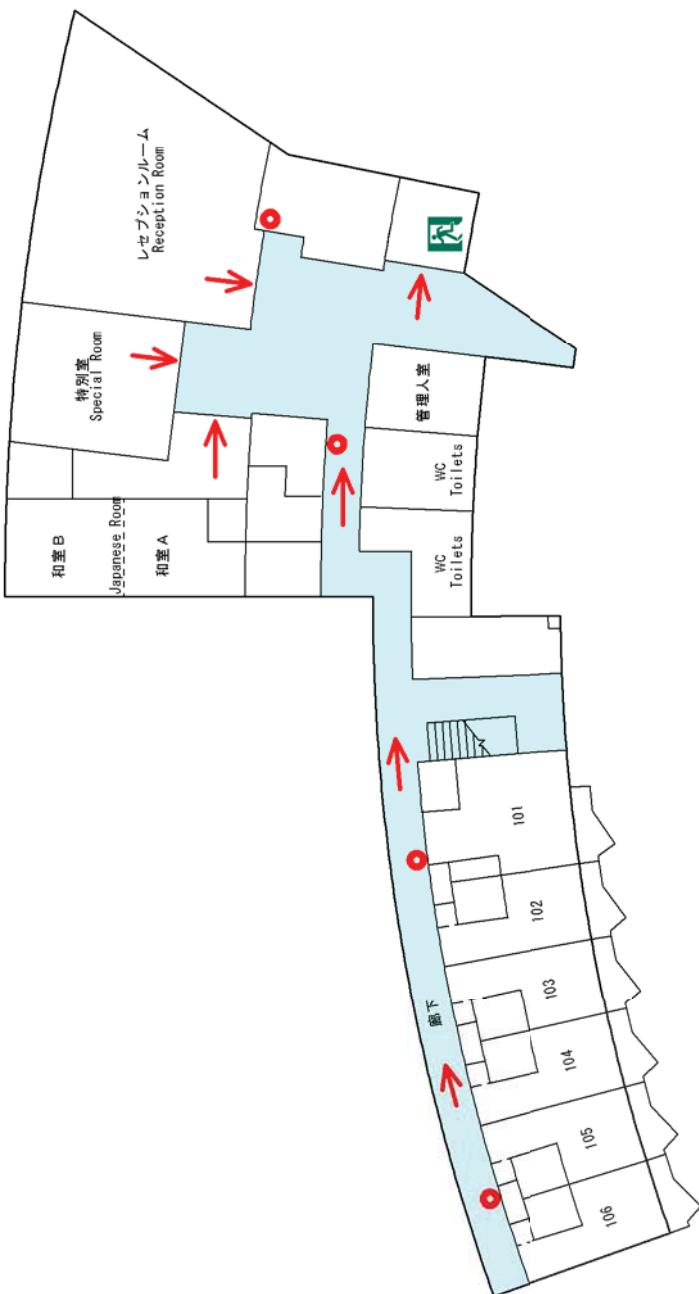
# 避難経路図 Evacuation Plan



厩舎 1階平面図  
Layout of 1st Floor, Stable

→ 避難経路  
(Evacuation Route)  
● 消火器  
(Fire Extinguisher)

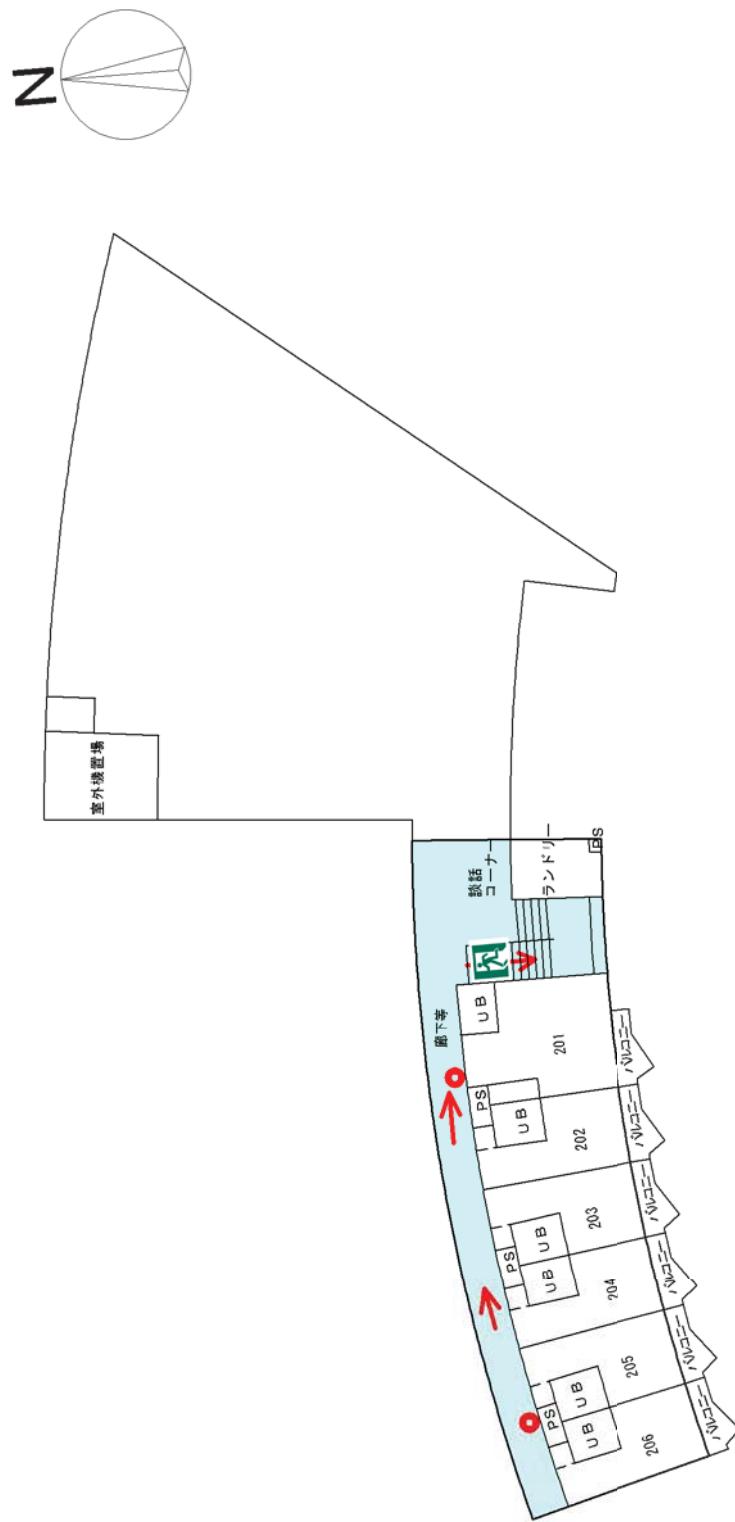
# 避難経路図 Evacuation Plan



→ 避難経路  
(Evacuation Route)  
● 消火器  
(Fire Extinguisher)

角間ゲストハウス 1階平面図  
Layout of 1st Floor, Guest House

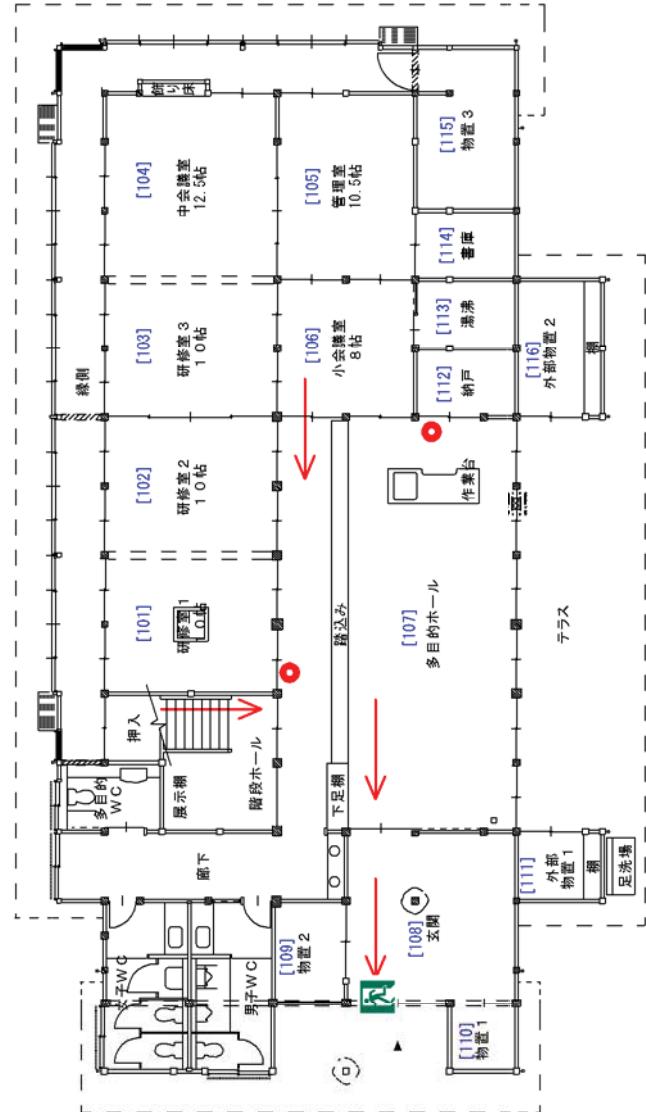
## 避難経路図 Evacuation Plan



→ 避難経路  
(Evacuation Route)  
● 消火器  
(Fire Extinguisher)

角間ゲストハウス 2階平面図  
Layout of 2nd Floor, Guest House

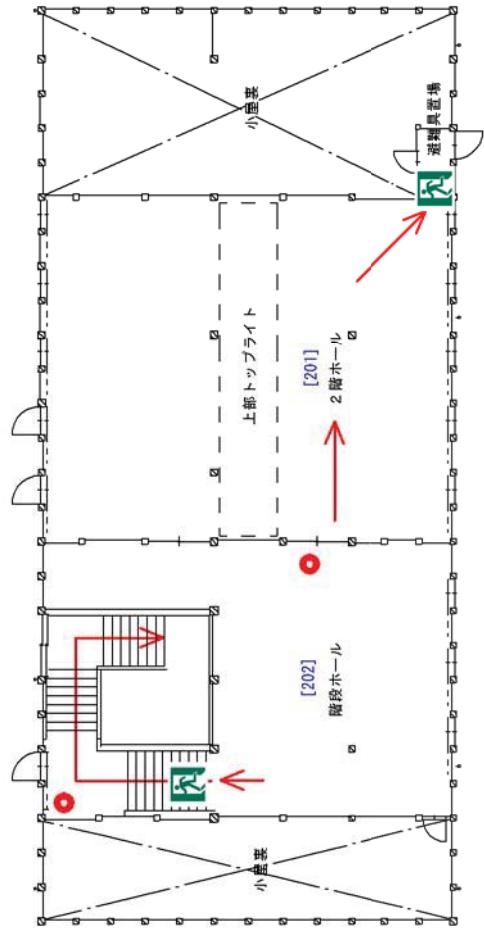
# 避難経路図 Evacuation Plan



角間の里 1階平面図  
Layout of 1st Floor, Kakuma-no-sato House

→ 避難経路  
(Evacuation Route)  
● 消火器  
(Fire Extinguisher)

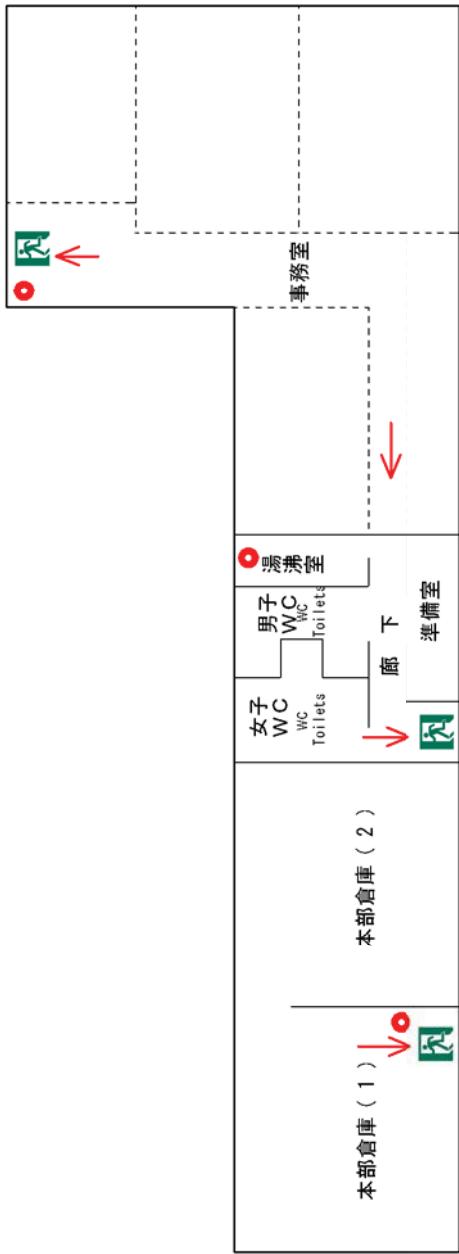
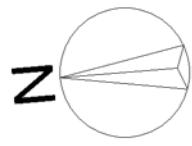
## 避難経路図 Evacuation Plan



角間の里 2階平面図  
Layout of 2nd Floor, Kakuma-no-sato House

→ 避難経路  
(Evacuation Route)  
● 消火器  
(Fire Extinguisher)

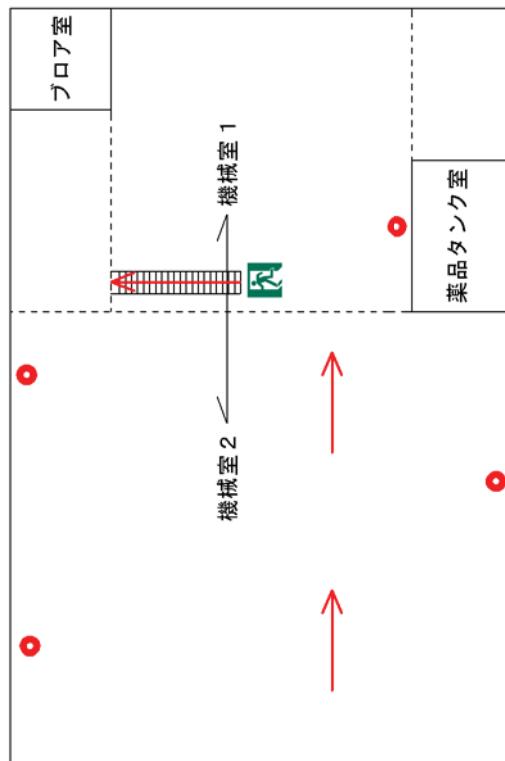
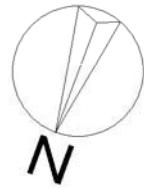
## 避難経路図 Evacuation Plan



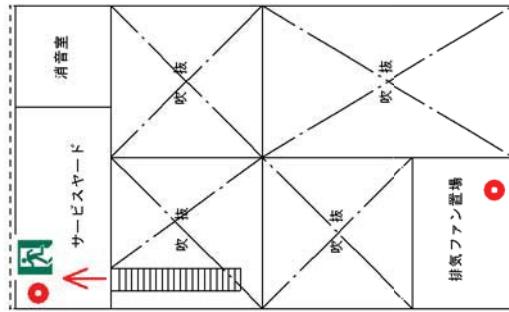
→ 避難経路  
(Evacuation Route)  
● 消火器  
(Fire Extinguisher)

本部棟2 1階平面図  
Layout of 1st Floor, Administration Office 2

## 避難経路図 Evacuation Plan



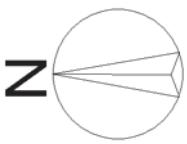
地下1階平面図



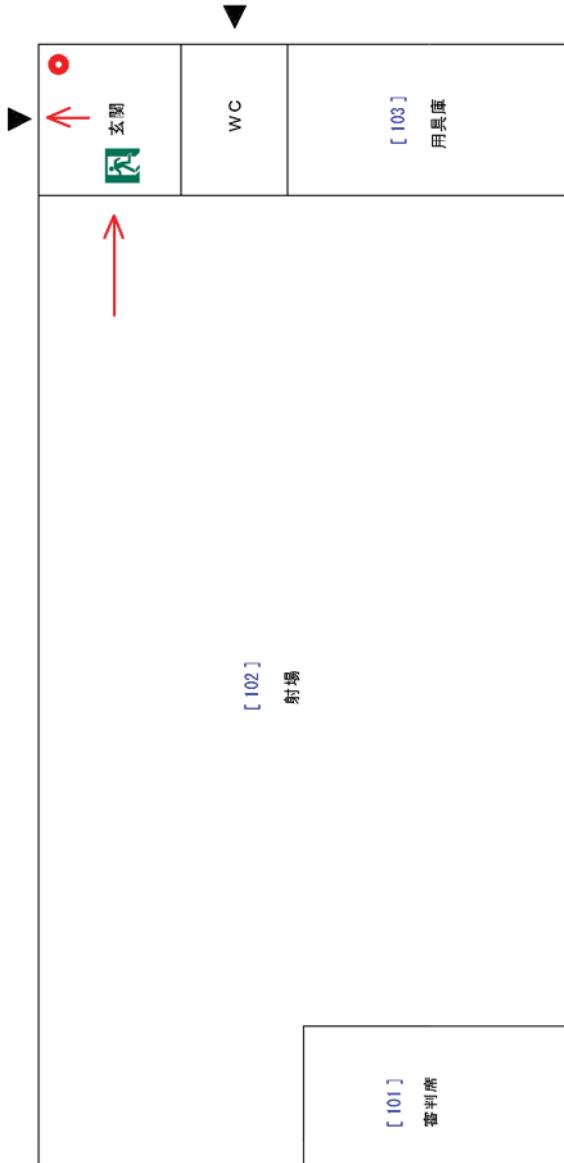
1階平面図

## 実験排水モニター棟

- 避難経路 (Evacuation Route)
- 消火器 (Fire Extinguisher)



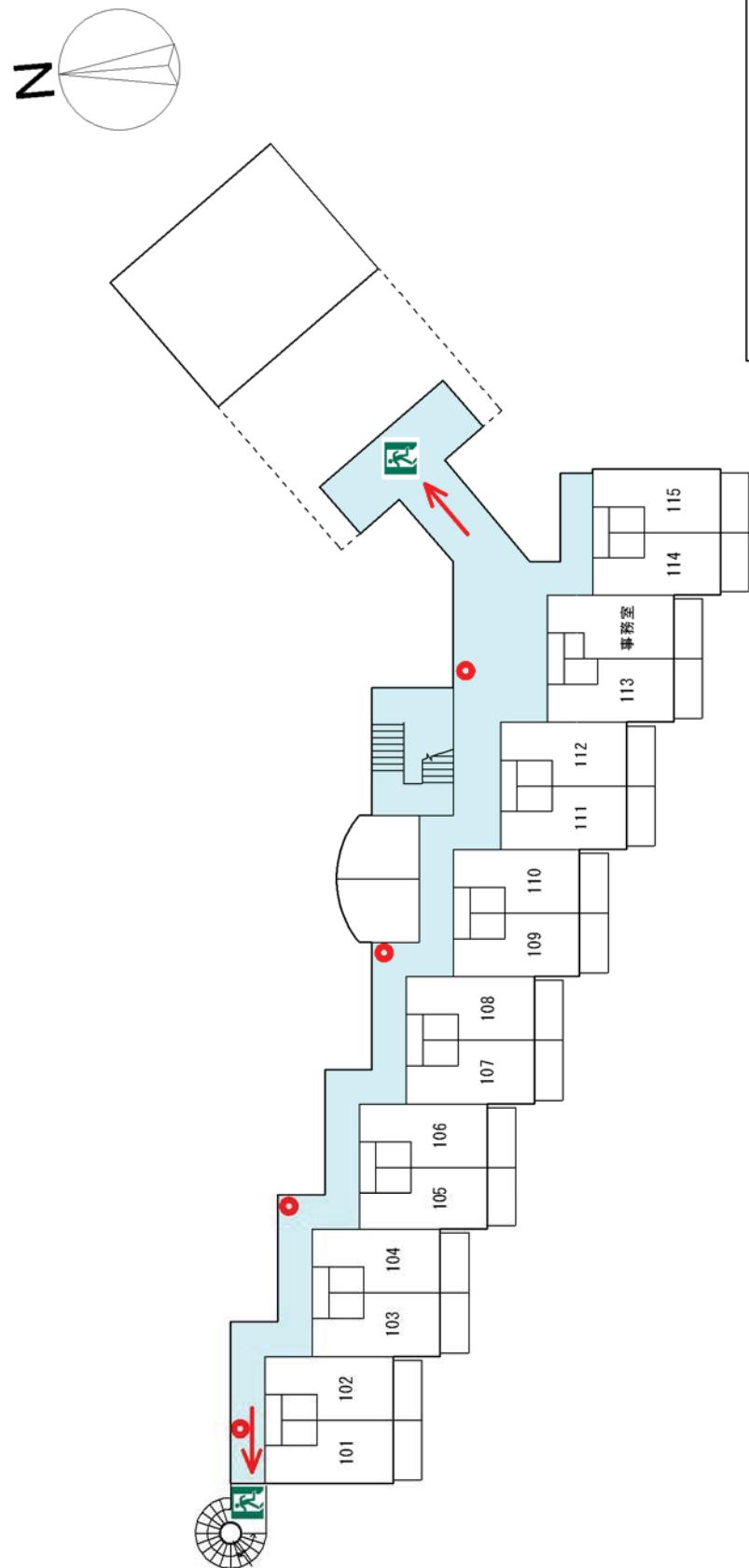
## 避難経路図 Evacuation Plan



弓道場 1階平面図  
Layout of 1st Floor, Japanese Archery Range

→ 避難経路  
(Evacuation Route)  
● 消火器  
(Fire Extinguisher)

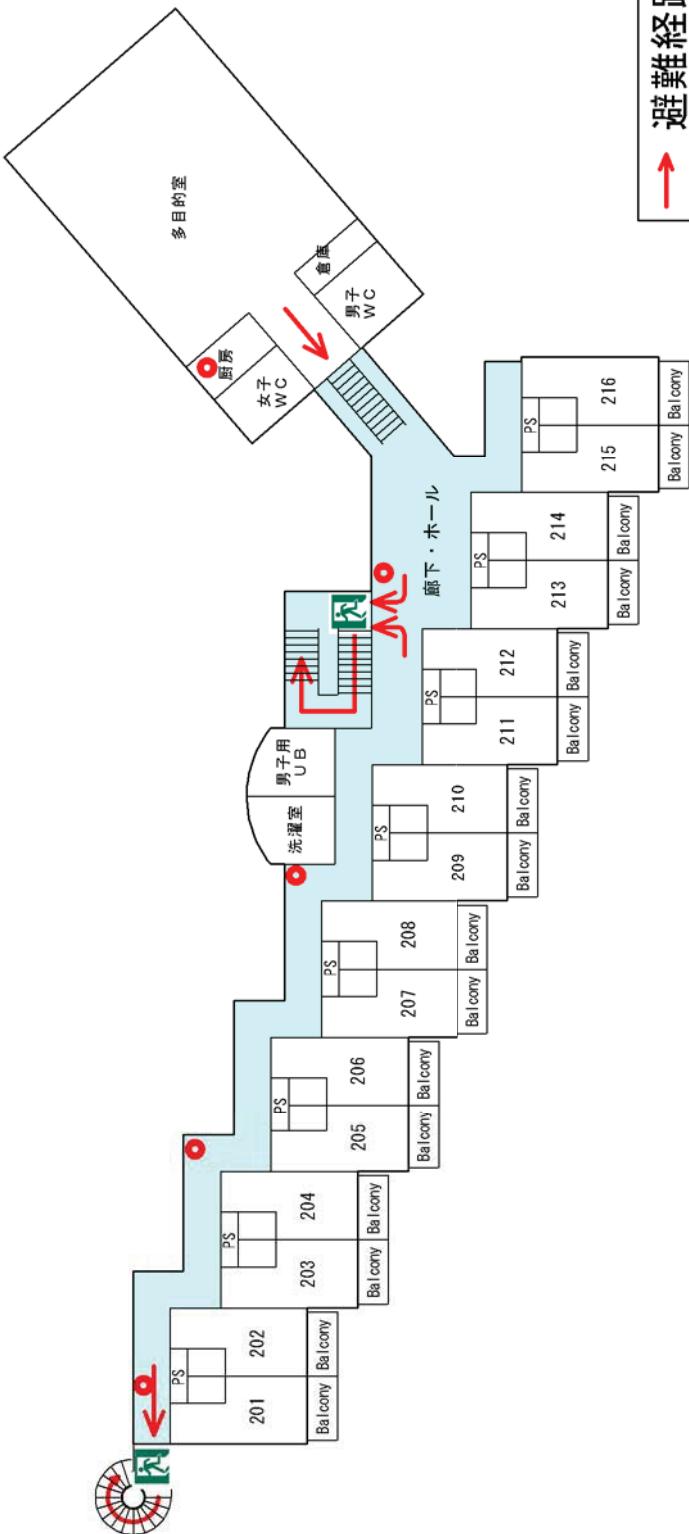
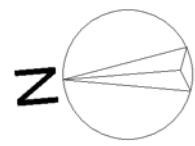
## 避難経路図 Evacuation Plan



→ 避難経路  
(Evacuation Route)  
● 消火器  
(Fire Extinguisher)

国際交流会館 1階平面図  
Layout of 1st Floor, International House

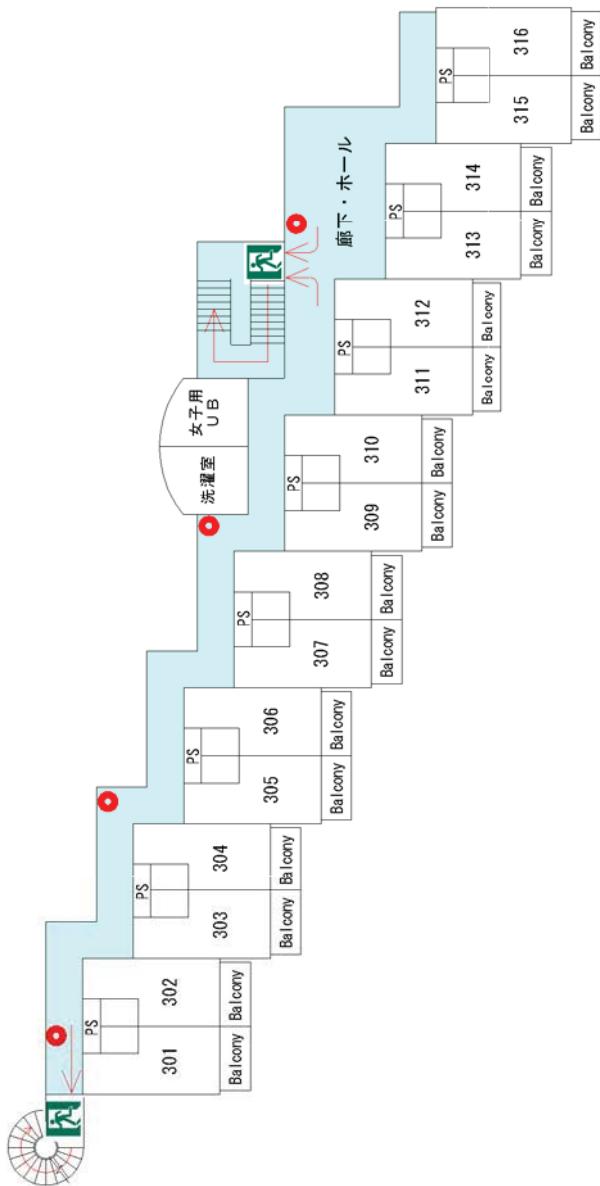
# 避難経路図 Evacuation Plan



国際交流会館 2階平面図  
Layout of 2nd Floor, International House

# 避難経路図 Evacuation Plan

N

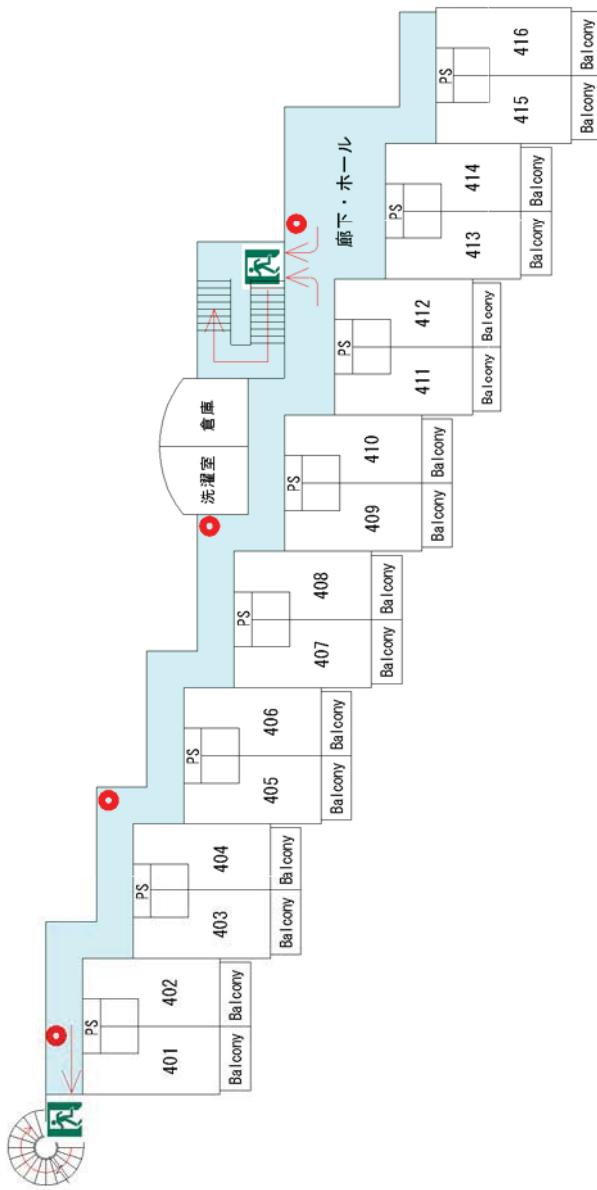


→ 避難経路  
(Evacuation Route)  
● 消火器  
(Fire Extinguisher)

國際交流会館 3階平面図  
Layout of 3rd Floor, International House

## 避難経路図 Evacuation Plan

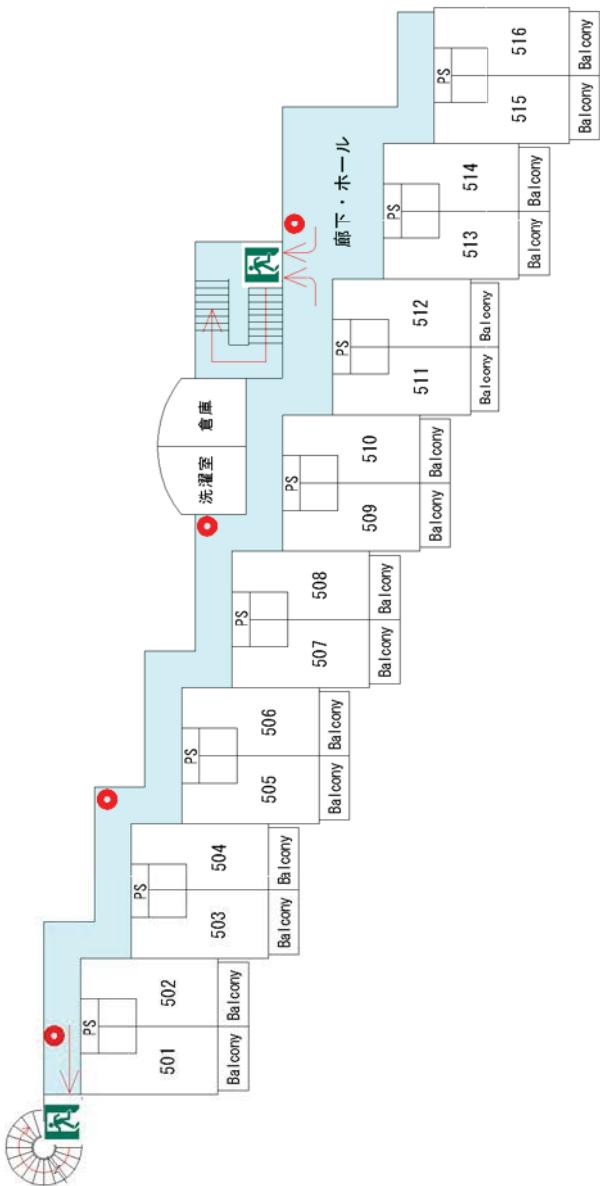
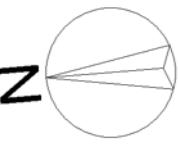
N



→ 避難経路  
(Evacuation Route)  
● 消火器  
(Fire Extinguisher)

國際交流会館 4階平面図  
Layout of 4th Floor, International House

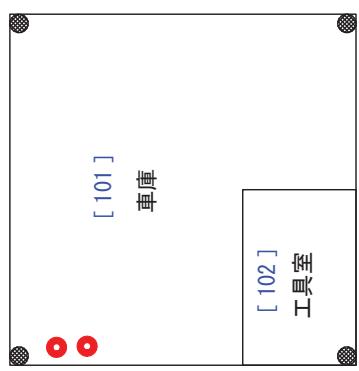
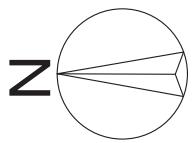
# 避難経路図 Evacuation Plan



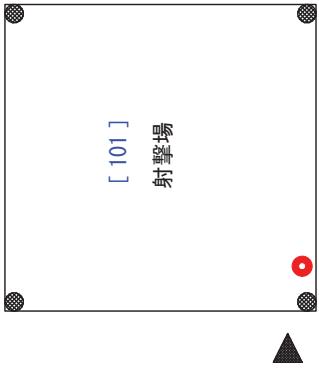
→ 避難経路  
(Evacuation Route)  
● 消火器  
(Fire Extinguisher)

國際交流会館 5階平面図  
Layout of 5th Floor, International House

避難経路図  
Evacuation Plan



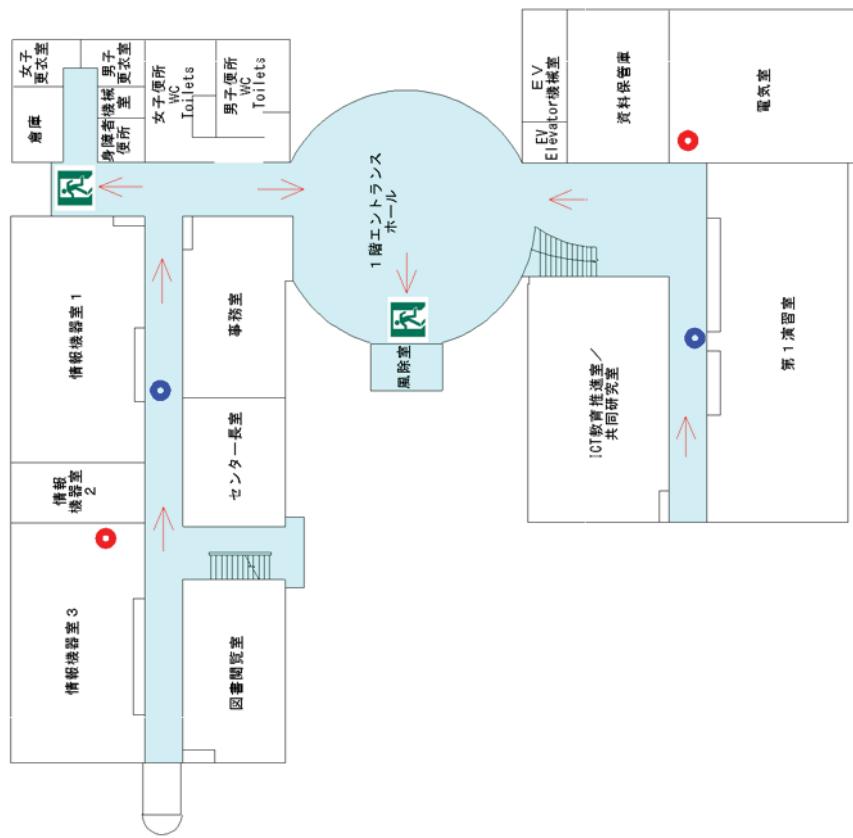
車 庫  
Layout of 1st Floor, Garage



射撃場  
Layout of 1st Floor, Rifle Range

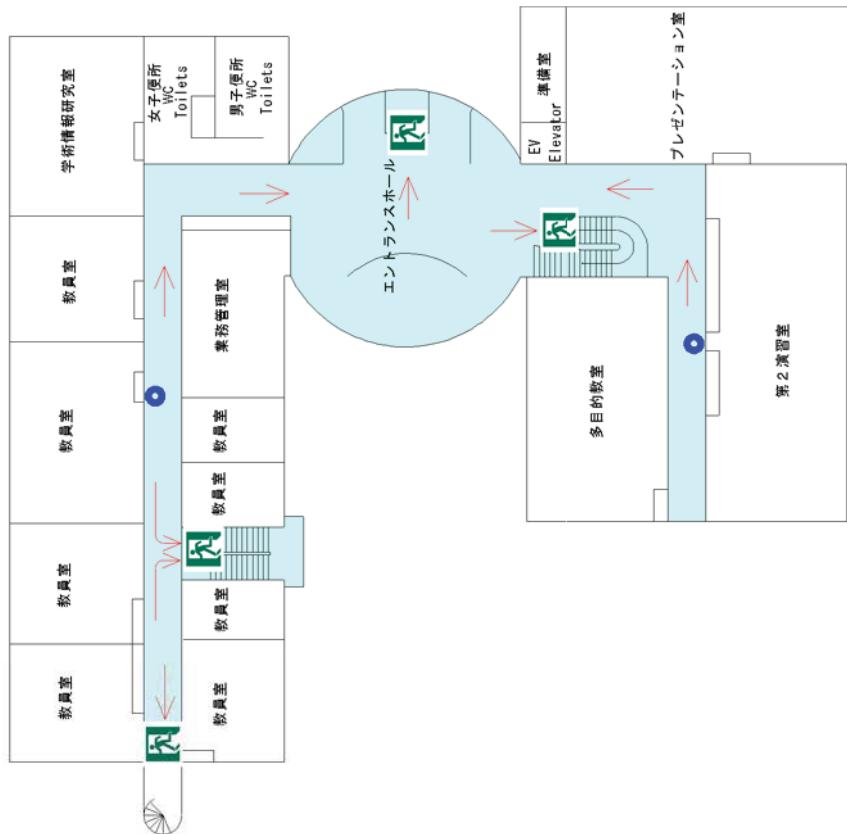
- 消火器  
(Fire Extinguisher)

# 避難経路図 Evacuation Plan



総合メディア基盤センター 1階平面図  
Layout of 1st Floor, Information Media Center

# 避難経路図 Evacuation Plan

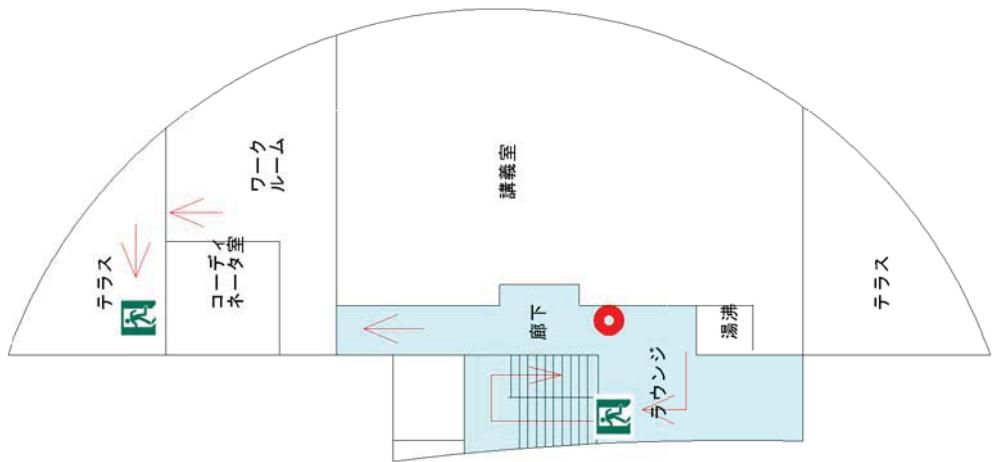
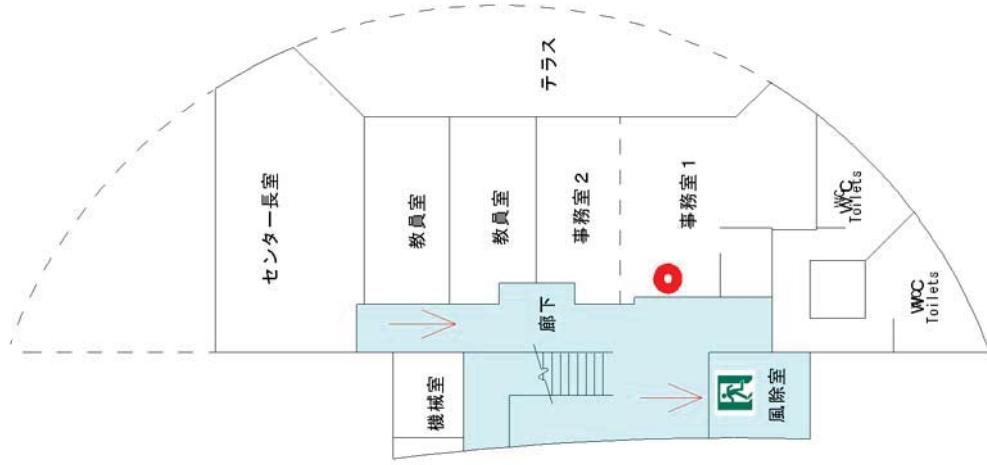


→ 避難経路  
(Evacuation Route)

- 消火器  
(Fire Extinguisher)
- 消火栓  
(Fire Hydrant)

総合メディア基盤センター 2階平面図  
Layout of 2nd Floor, Information Media Center

## 避難経路図 Evacuation Plan



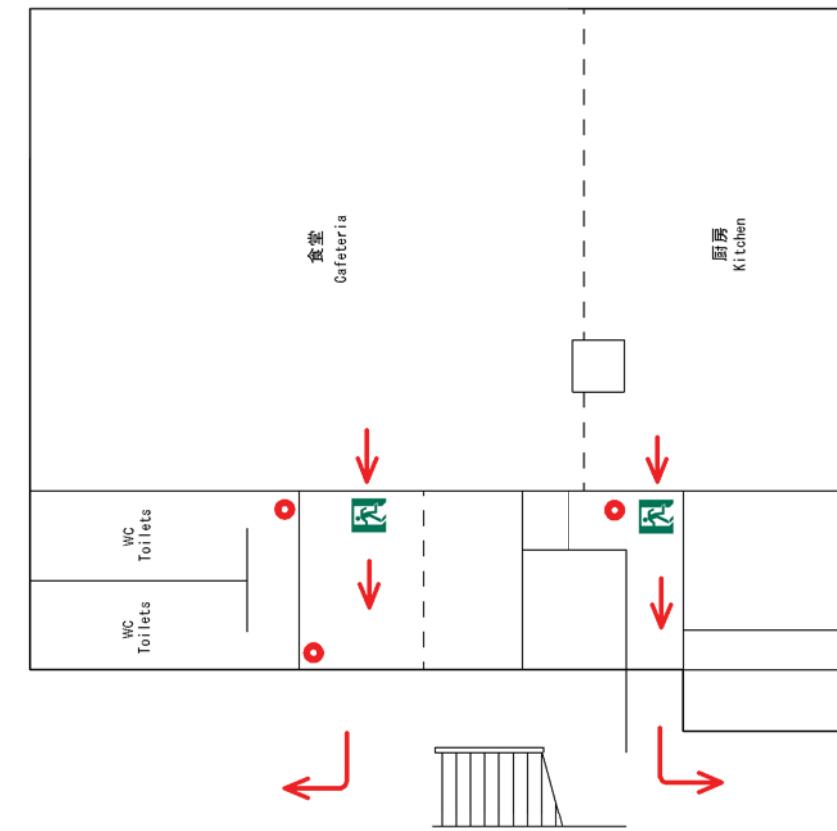
1階平面図  
Layout of 1st Floor,  
Center for Regional Collaboration

2階平面図  
Layout of 2nd Floor,  
Center for Regional Collaboration

地域連携推進センター

## 避難経路図 Evacuation Plan

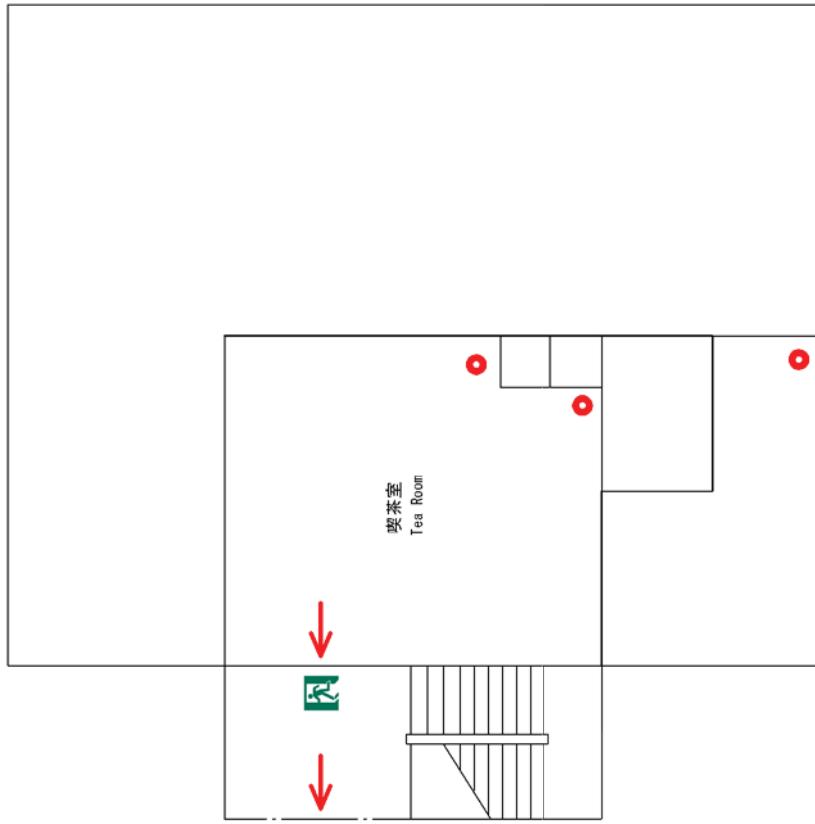
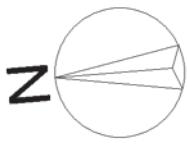
N



→ 避難経路  
(Evacuation Route)  
● 消火器  
(Fire Extinguisher)

中福利施設 1階平面図  
Layout of 1st Floor, Central Campus Store and Restaurant

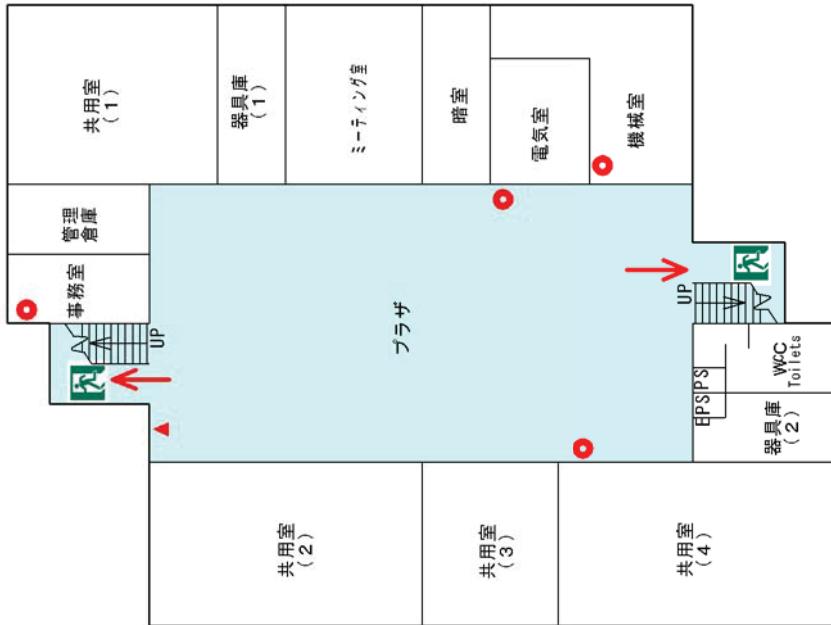
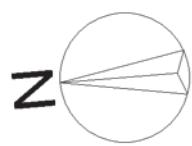
避難経路図  
Evacuation Plan



→ 避難経路  
(Evacuation Route)  
● 消火器  
(Fire Extinguisher)

中福利施設 2階平面図  
Layout of 2nd Floor, Central Campus Store and Restaurant

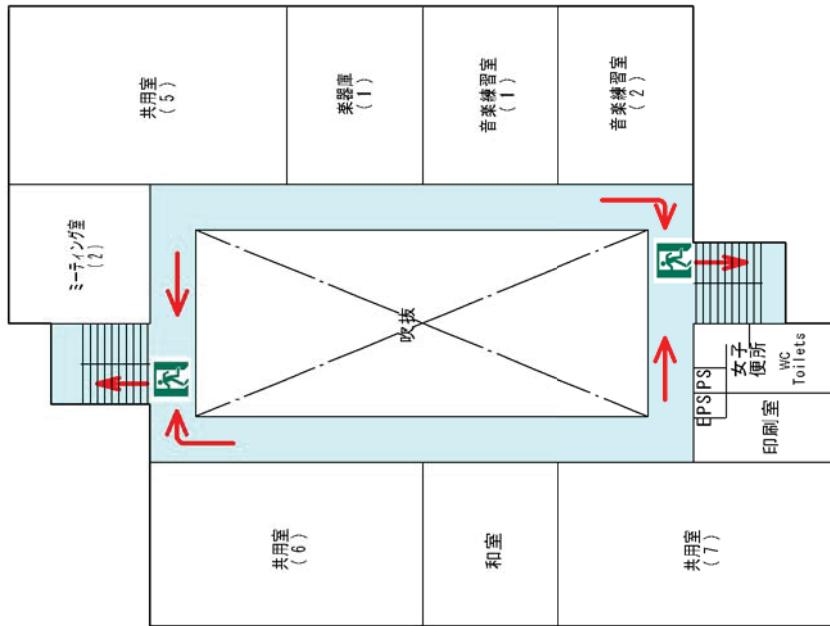
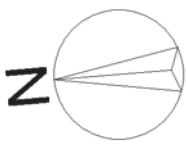
# 避難経路図 Evacuation Plan



→ 避難経路  
(Evacuation Route)  
● 消火器  
(Fire Extinguisher)

東課外活動共用施設 1階平面図  
Layout of 1st Floor, East Clubhouse

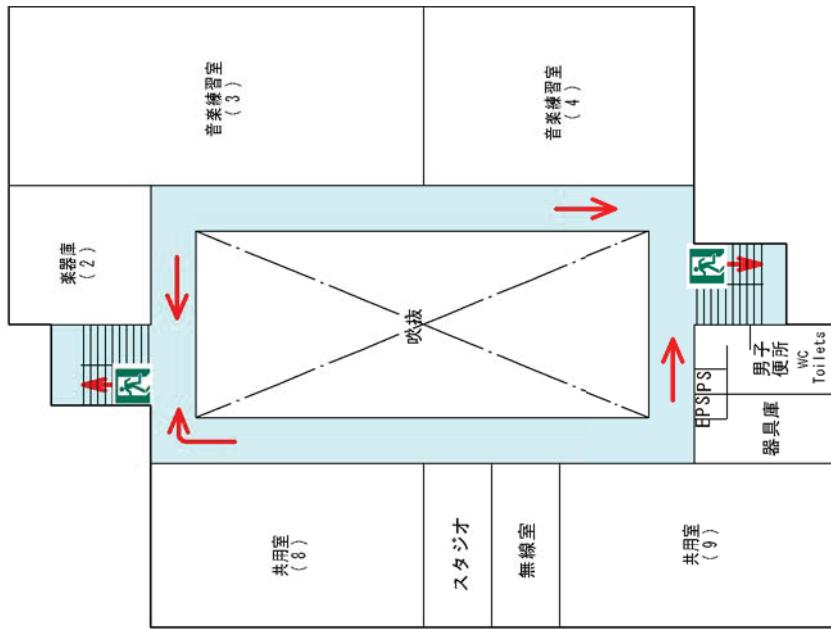
## 避難経路図 Evacuation Plan



→ 避難経路  
(Evacuation Route)  
● 消火器  
(Fire Extinguisher)

東課外活動共用施設 2階平面図  
Layout of 2nd Floor, East Clubhouse

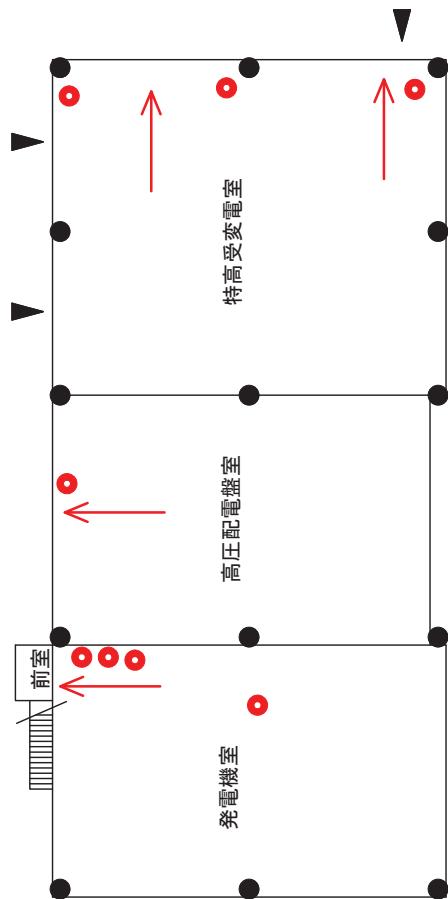
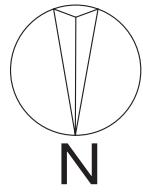
## 避難経路図 Evacuation Plan



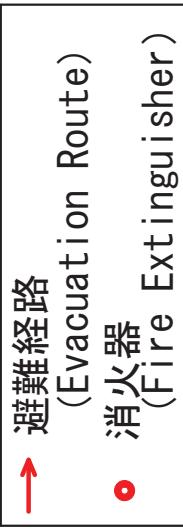
→ 避難経路  
(Evacuation Route)  
● 消火器  
(Fire Extinguisher)

東課外活動共用施設 3階平面図  
Layout of 3rd Floor, East Clubhouse

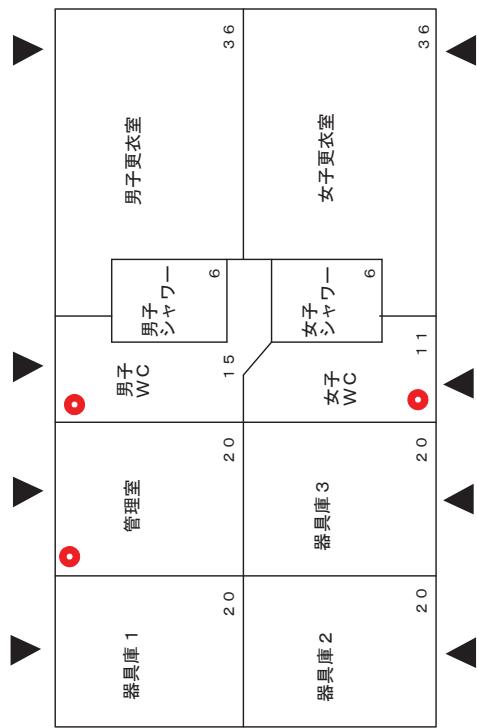
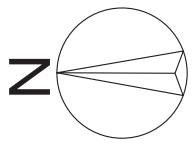
## 避難経路図 Evacuation Plan



特高受変電室 1階平面図



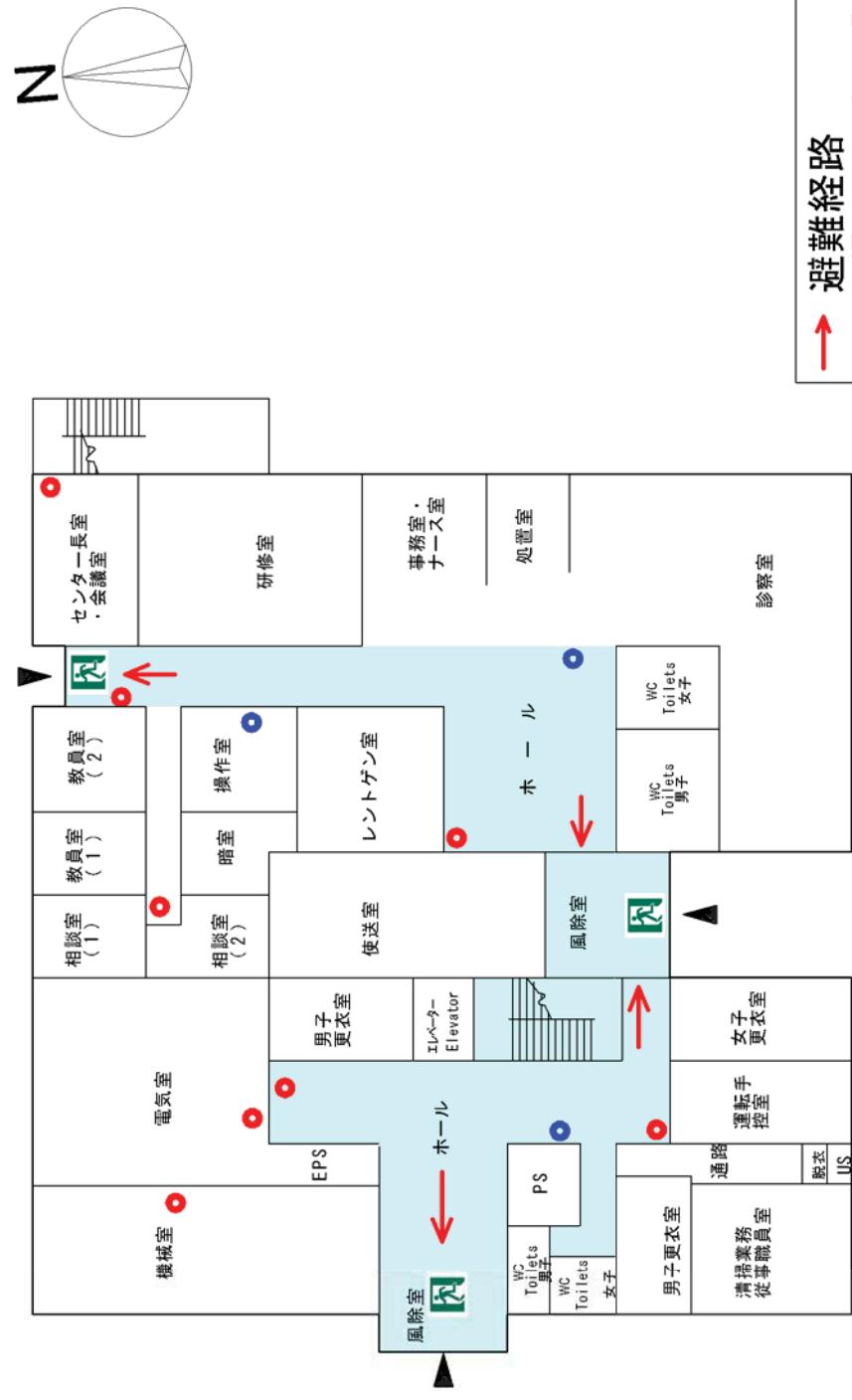
## 避難経路図 Evacuation Plan



南器具庫 1階平面図  
Layout of 1st Floor, South Sports Equipment Storage

● 消火器  
(Fire Extinguisher)

# 避難経路図 Evacuation Plan



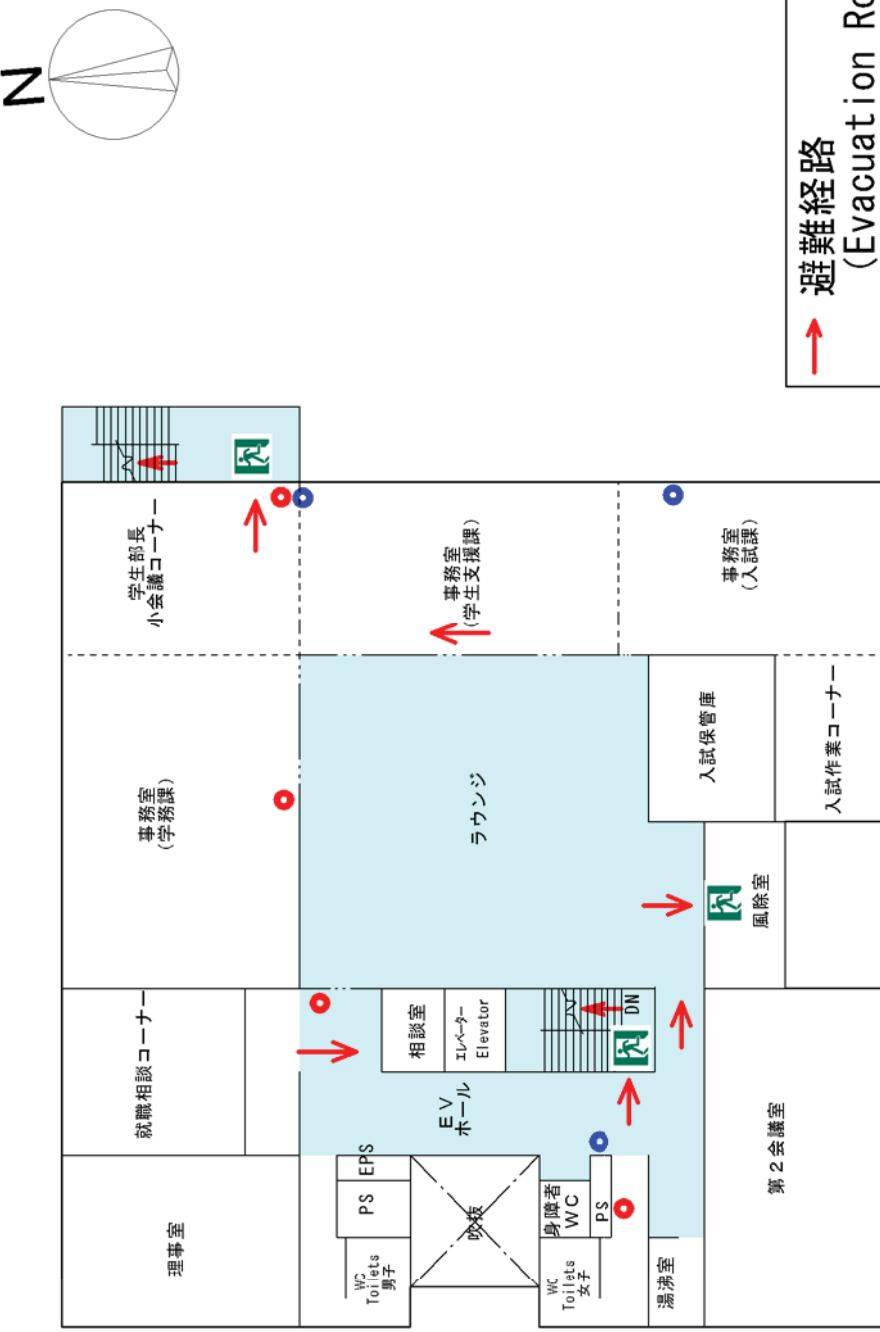
本部棟 1階平面図  
Layout of 1st Floor, Administration Office

→ 避難経路  
(Evacuation Route)

● 消火器  
(Fire Extinguisher)

● 消火栓  
(Fire Hydrant)

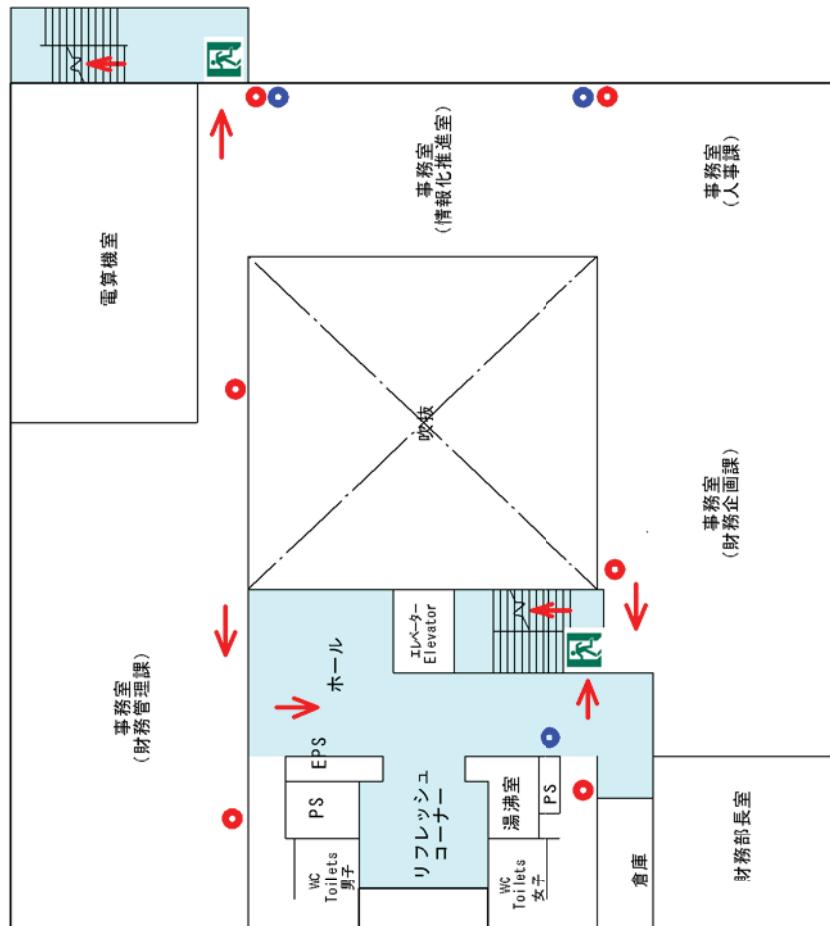
# 避難経路図 Evacuation Plan



→ 避難経路  
(Evacuation Route)  
 ● 消火器  
(Fire Extinguisher)  
 ● 消火栓  
(Fire Hydrant)

本部棟 2階平面図  
Layout of 2nd Floor, Administration Office

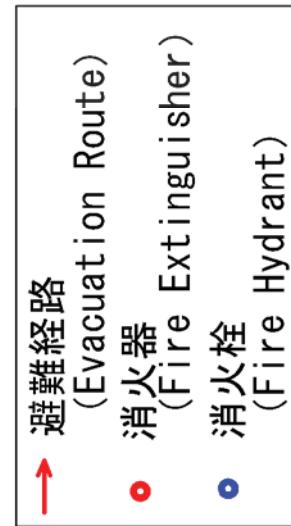
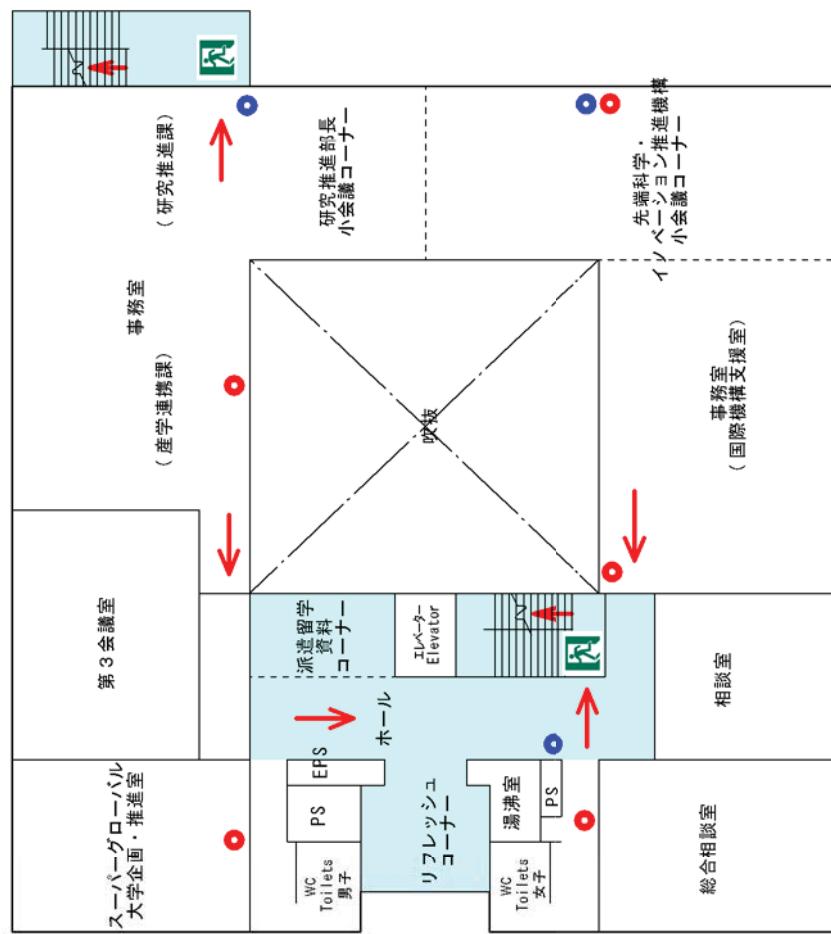
## 避難経路図 Evacuation Plan



本部棟 3階平面図  
Layout of 3rd Floor, Administration Office

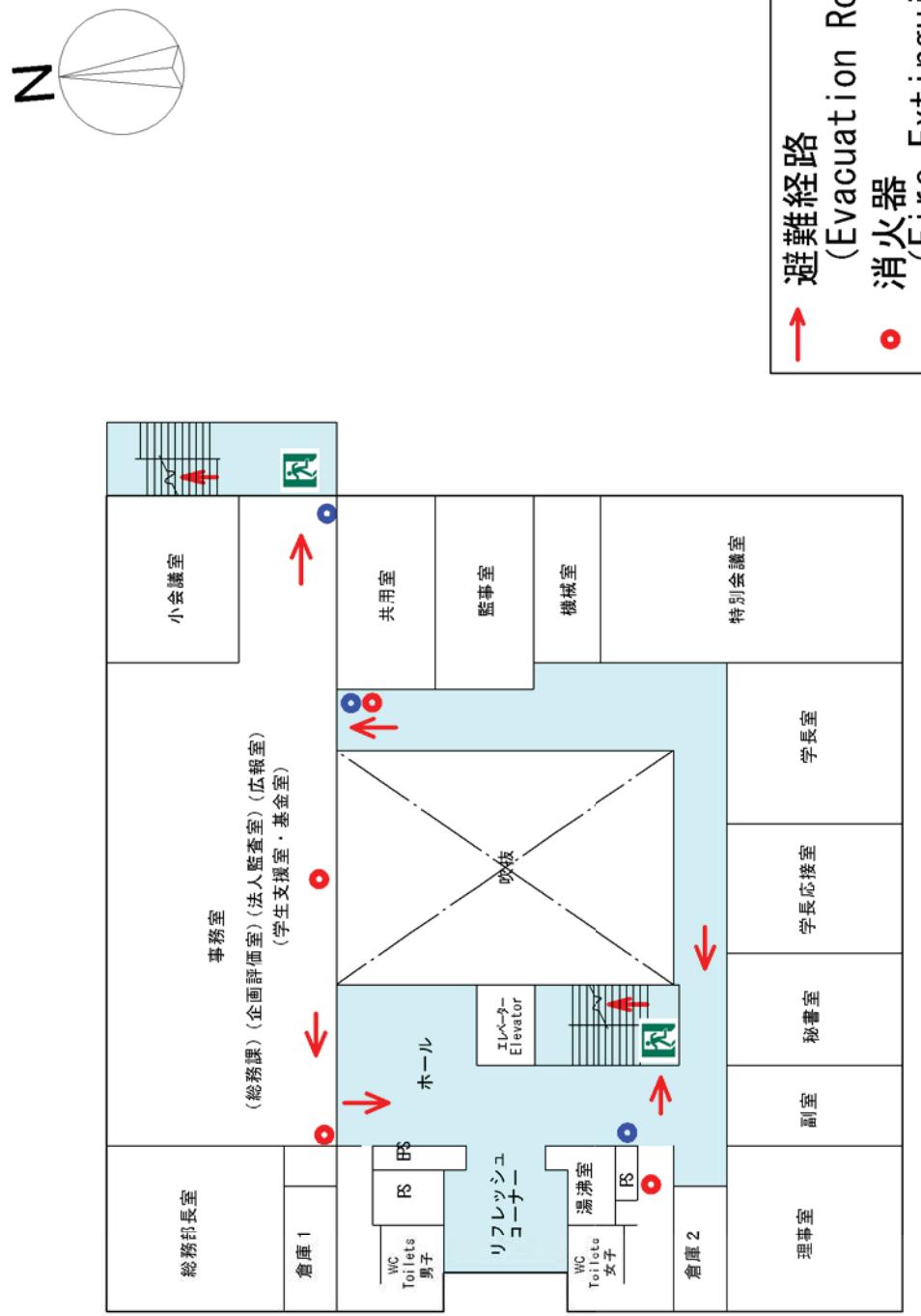
Layout of 3rd Floor, Administration Office

# 避難経路図 Evacuation Plan

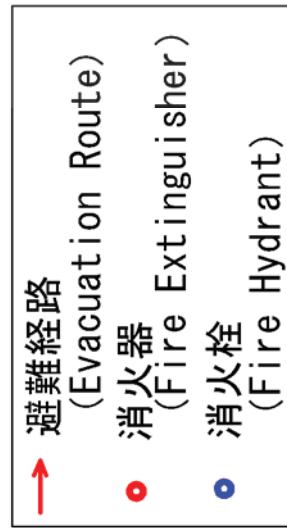


本部棟 4階平面図  
Layout of 4th Floor, Administration Office

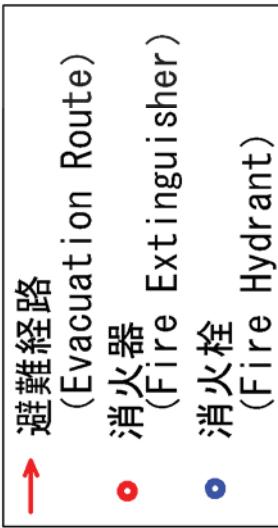
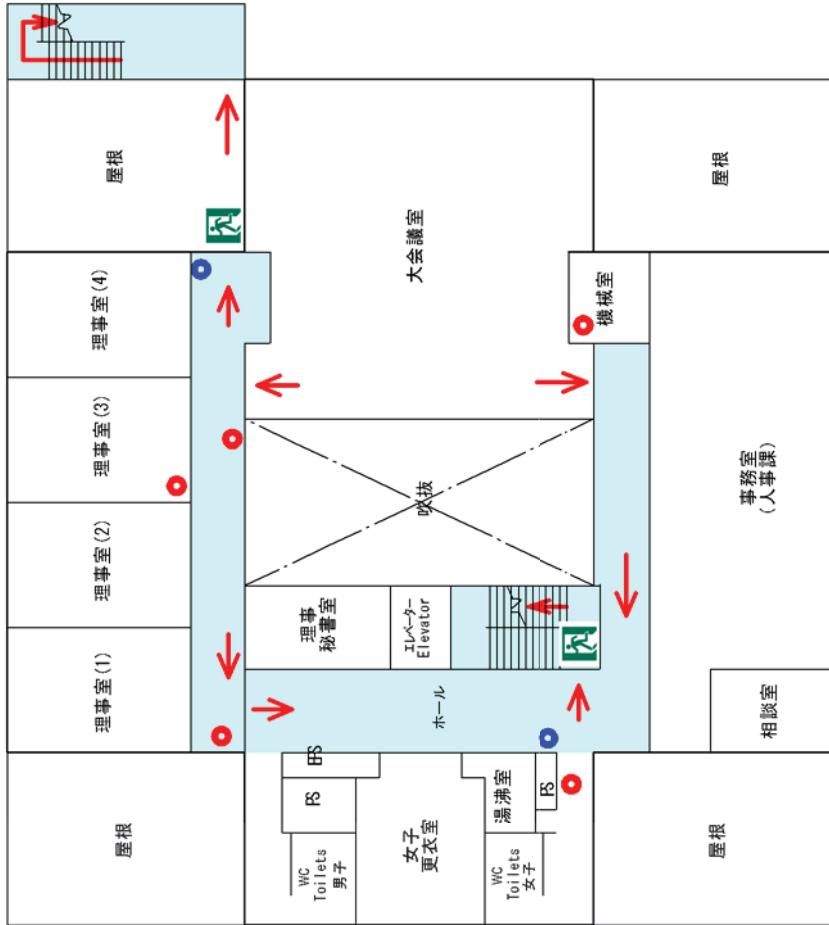
# 避難経路図 Evacuation Plan



本部棟 5階平面図  
Layout of 5th Floor, Administration Office

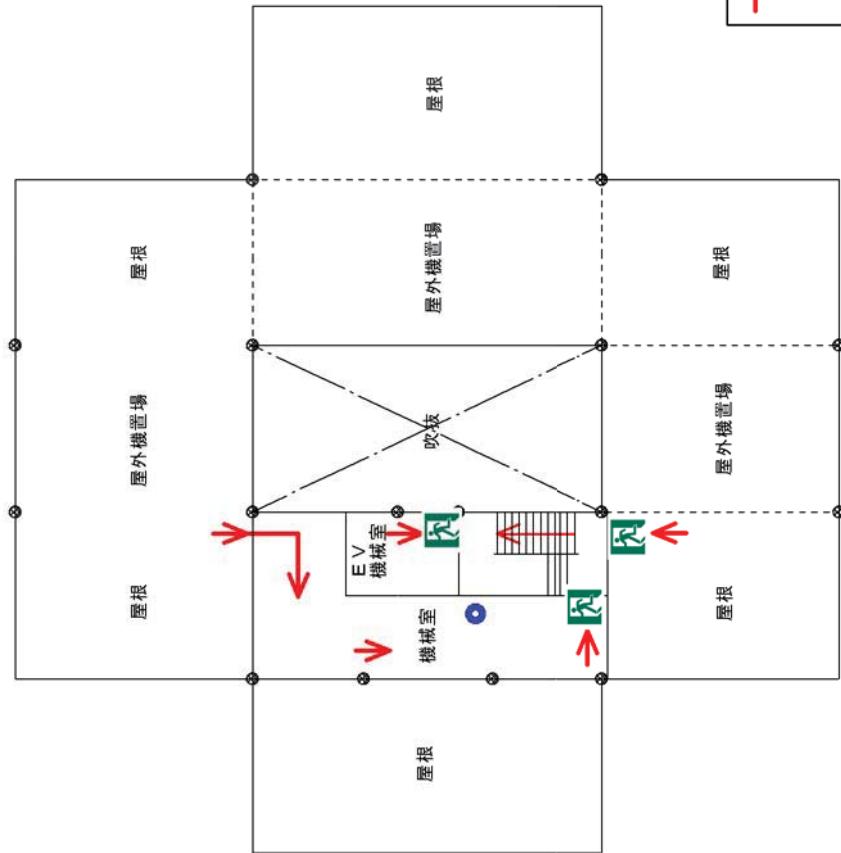
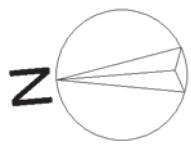


# 避難経路図 Evacuation Plan



本部棟 6階平面図  
Layout of 6th Floor, Administration Office

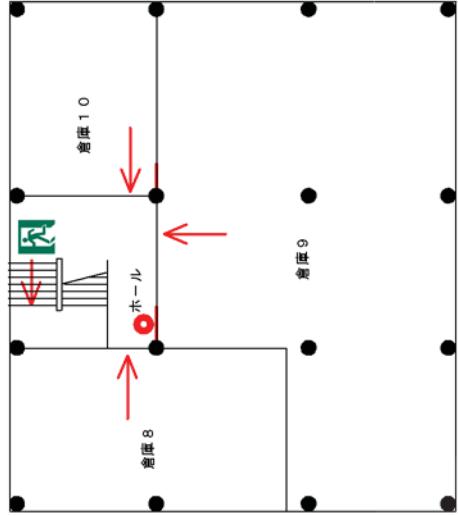
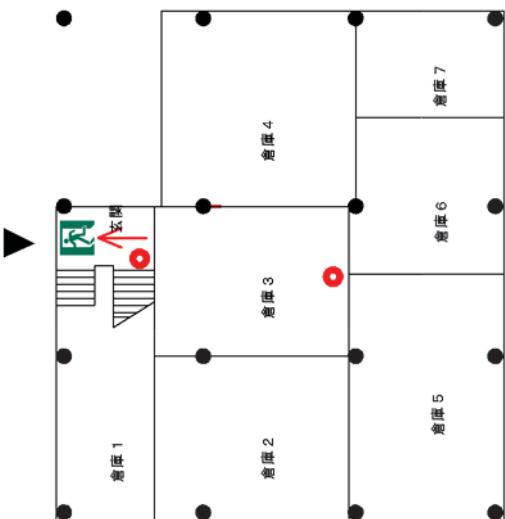
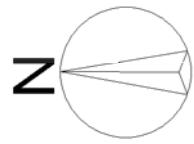
# 避難経路図 Evacuation Plan



→ 避難経路  
(Evacuation Route)  
● 消火器  
(Fire Extinguisher)  
● 消火栓  
(Fire Hydrant)

本部棟 R階平面図  
Layout of Rooftop Floor, Administration Office

## 避難経路図 Evacuation Plan

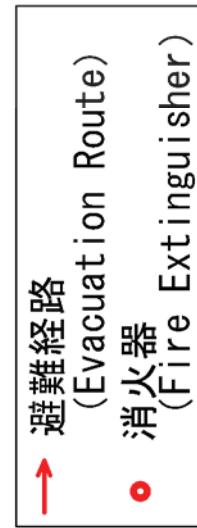
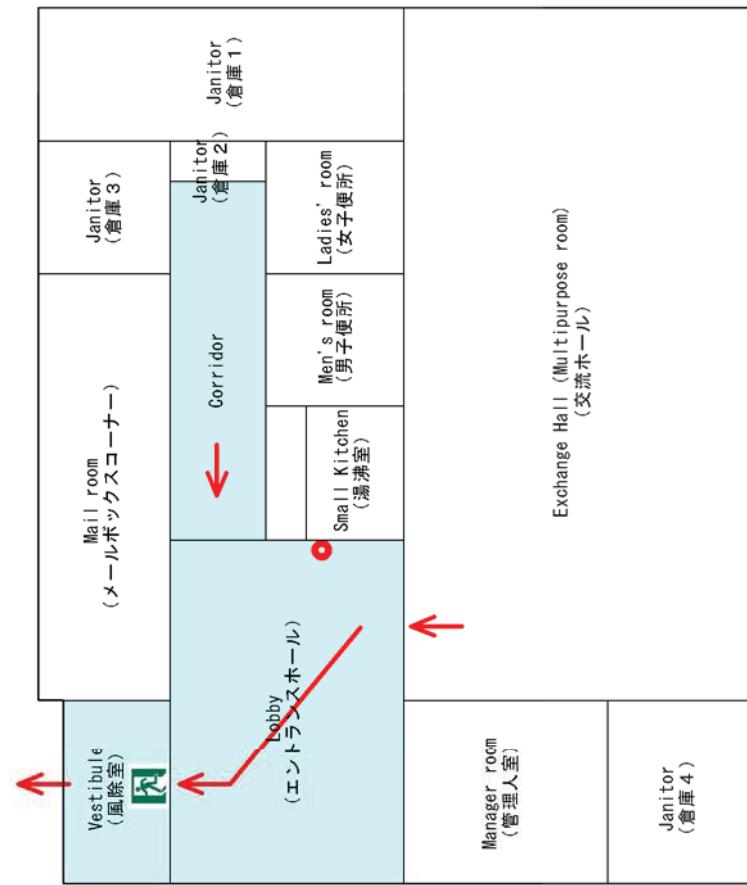


本部倉庫  
Depot Building

→ 避難経路  
(Evacuation Route)  
● 消火器  
(Fire Extinguisher)

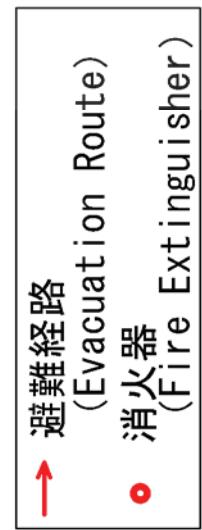
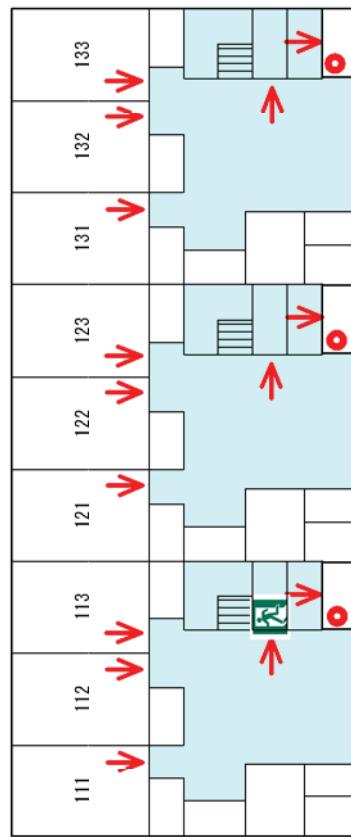
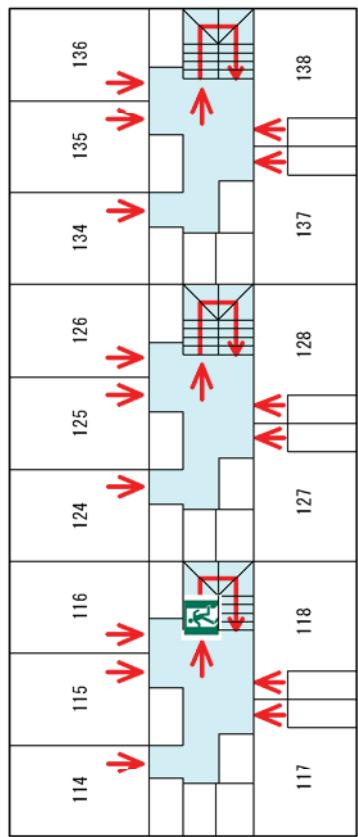
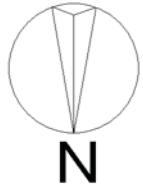
## 避難経路図 Evacuation Plan

N



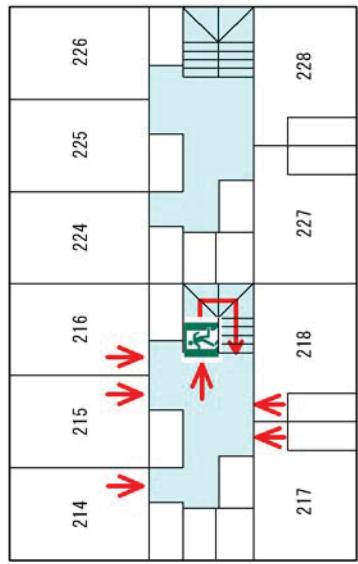
交流ホール棟 1階平面図  
Layout of 1st Floor, Exchange Hall

## 避難経路図 Evacuation Plan

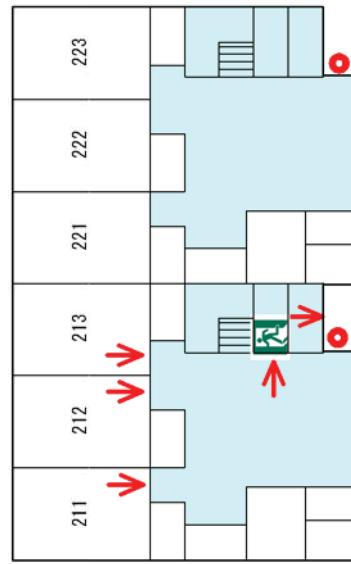


先魁 1 号棟 平面図  
Building 1

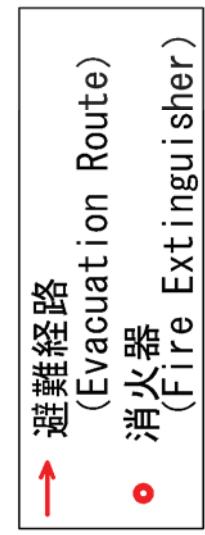
避難経路図  
Evacuation Plan



Layout of 2nd Floor, Building 2

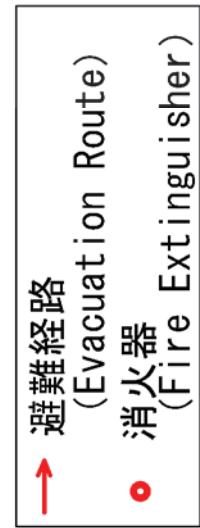
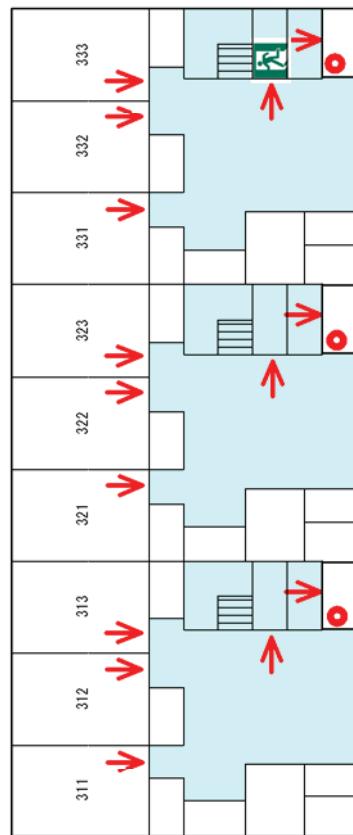
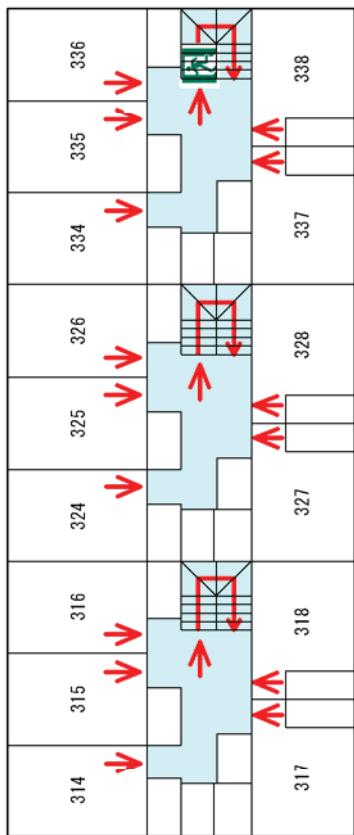
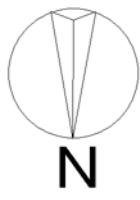


Layout of 1st Floor, Building 2



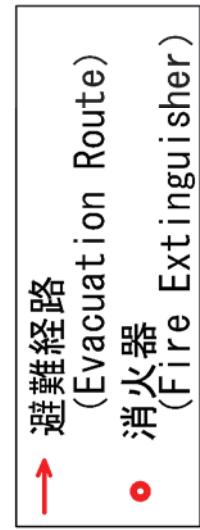
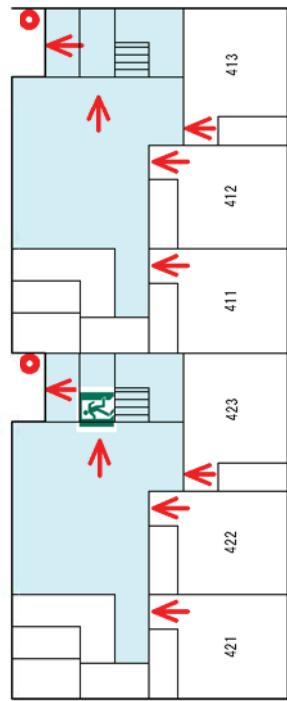
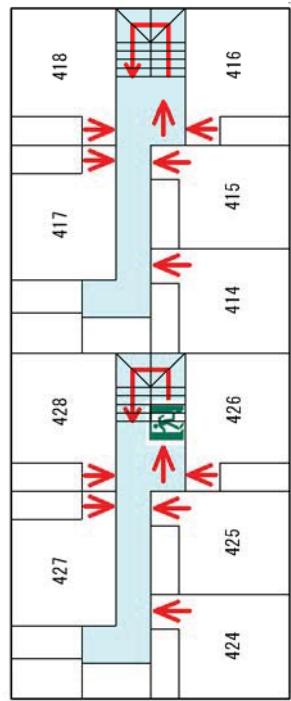
先魁2号棟 平面図  
Building 2

## 避難経路図 Evacuation Plan



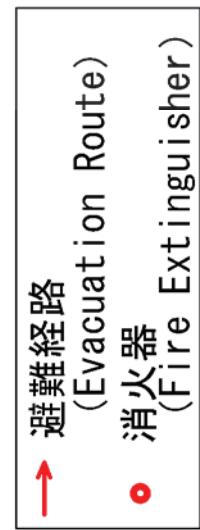
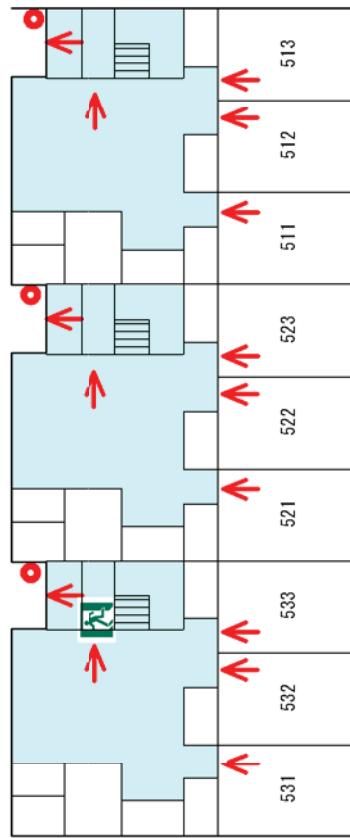
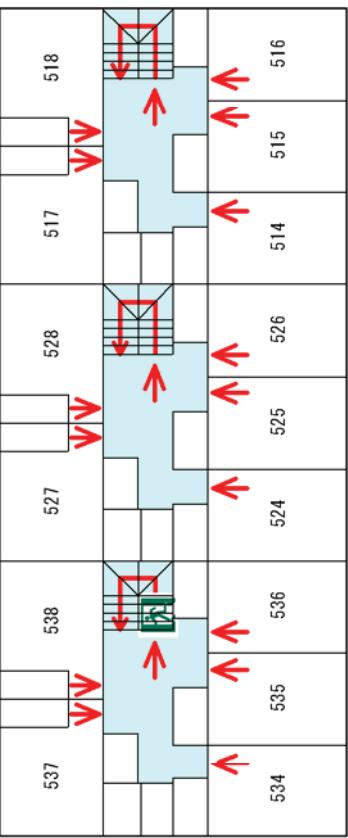
先魁 3号棟 平面図  
Building 3

## 避難経路図 Evacuation Plan



先魁 4 号棟 平面図  
Building 4

# 避難経路図 Evacuation Plan



先魁5号棟 平面図  
Building 5